

2018年6月15日

食品衛生分科会

報告事項に関する資料

(2) 報告事項

① 品中の農薬等の残留基準の設定について

・ 2,4-D（暫定基準の見直し・適用拡大申請・ インポートトレランス申請）	・ ・ ・ ・ 4
・ クロルフルアズロン（暫定基準の見直し）	・ ・ ・ ・ 12
・ クロルメコート（暫定基準の見直し・適用拡大申請）	・ ・ ・ ・ 20
・ ジベレリン（暫定基準の見直し・適用拡大申請）	・ ・ ・ ・ 27
・ ジメテナミド（適用拡大申請・インポートトレランス申請）	・ ・ ・ ・ 33
・ ヘプタクロル（暫定基準の見直し）	・ ・ ・ ・ 37
・ メタラキシル及びメフェノキサム（適用拡大申請・ インポートトレランス申請）	・ ・ ・ ・ 44
・ スピノサド（適用拡大申請）	・ ・ ・ ・ 52
・ テフルベンズロン（適用拡大申請）	・ ・ ・ ・ 62
・ モネパントール（インポートトレランス申請）	・ ・ ・ ・ 68
・ 食品衛生分科会における審議・報告対象品目の 処理状況について	・ ・ ・ ・ 72

② 食品添加物

・ 硫酸アルミニウムアンモニウム及び 硫酸アルミニウムカリウム（使用基準改正）	・ ・ ・ ・ 74
--	------------

食品中の農薬等の残留基準の設定について

○報告事項の概要

名称（用途）	経緯	我が国の登録等の状況	食品健康影響評価結果	暴露評価結果
2, 4-D （農薬/除草剤）	適用拡大申請・インポートトレランス申請	農薬：米、とうもろこし等	ADI:0.0099 mg/kg 体重/日 ARfD:0.15 mg/kg 体重	○長期暴露評価（EDI/ADI） 国民全体（1歳以上） 10.0% 幼小児（1～6歳） 27.1% 妊婦 12.3% 高齢者（65歳以上） 8.9% ○短期暴露評価 ARfD を超えていない。
クロルフルアズロン （農薬/殺虫剤）	畜産物への基準値設定依頼・暫定基準見直し	農薬：大豆、かんしょ等	ADI:0.033 mg/kg 体重/日 ARfD:設定の必要なし	○長期暴露評価（TMDI/ADI） 国民全体（1歳以上） 16.9% 幼小児（1～6歳） 33.8% 妊婦 14.1% 高齢者（65歳以上） 19.8% ○短期暴露評価 ARfD を超えていない。
クロルメコート （農薬/植物成長調整剤）	適用拡大申請・暫定基準見直し	農薬：小麦	ADI：0.05 mg/kg 体重/日 ARfD：0.05 mg/kg 体重	○長期暴露評価（TMDI/ADI） 国民全体（1歳以上） 27.1% 幼小児（1～6歳） 73.9% 妊婦 30.7% 高齢者（65歳以上） 22.1% ○短期暴露評価 ARfD を超えていない。
ジベレリン （農薬/植物成長調整剤）	適用拡大申請・暫定基準見直し	農薬：ぶどう、いちご等	ADI:0.11mg/kg 体重/日 ARfD:設定の必要なし	○長期暴露評価（TMDI/ADI） 国民全体（1歳以上） 0.4% 幼小児（1～6歳） 1.0% 妊婦 0.4% 高齢者（65歳以上） 0.5% ○短期暴露評価 ARfD を超えていない。
ジメテナミド （農薬/除草剤）	適用拡大申請	農薬：とうもろこし、大豆等	ADI:0.051 mg/kg 体重/day ARfD:0.5 mg/kg 体重	○長期暴露評価（TMDI/ADI） 国民全体（1歳以上） 0.3% 幼小児（1～6歳） 0.9% 妊婦 0.4% 高齢者（65歳以上） 0.3% ○短期暴露評価 ARfD を超えていない。
ヘプタクロル （農薬/殺虫剤）	暫定基準見直し	農薬：登録されていない。	TDI：0.00012 mg/kg 体重/日	○長期暴露評価（EDI/TDI） 国民全体（1歳以上） 29.8% 幼小児（1～6歳） 70.3% 妊婦 25.5% 高齢者（65歳以上） 29.7%

名称（用途）	経緯	我が国の登録等の状況	食品健康影響評価結果	暴露評価結果
メタラキシル及びメフェノキサム（農薬/殺菌剤）	適用拡大申請・インポートトレランス申請	農薬：米、大豆等	ADI:0.08 mg/kg 体重/day ARfD:0.5 mg/kg 体重	○長期暴露評価（TMDI/ADI） 国民全体（1歳以上） 10.9% 幼小児（1～6歳） 23.3% 妊婦 10.2% 高齢者（65歳以上） 12.0% ○短期暴露評価 ARfD を超えていない。
スピノサド（農薬及び動物用医薬品/殺虫剤）	適用拡大申請	農薬：キャベツ、りんご等 動物用医薬品：鶏舎の噴霧剤	ADI：0.024 mg/kg 体重/日	○長期暴露評価（EDI/ADI） 国民全体（1歳以上） 26.4% 幼小児（1～6歳） 50.2% 妊婦 24.8% 高齢者（65歳以上） 26.7%
テフルベンズロン（農薬及び動物用医薬品/殺虫剤）	適用拡大申請	農薬：りんご、だいこん等 動物用医薬品：承認されていない。	ADI：0.021mg/kg 体重/日	○長期暴露評価（TMDI/ADI） 国民全体（1歳以上） 38.1% 幼小児（1～6歳） 55.1% 妊婦 29.8% 高齢者（65歳以上） 48.7%
モネパンテル（動物用医薬品/寄生虫駆除剤）	インポートトレランス申請	動物用医薬品：承認されていない。	ADI：0.03 mg/kg 体重/日	○長期暴露評価（EDI/ADI） 国民全体（1歳以上） 7.7% 幼小児（1～6歳） 15.0% 妊婦 11.9% 高齢者（65歳以上） 5.0%

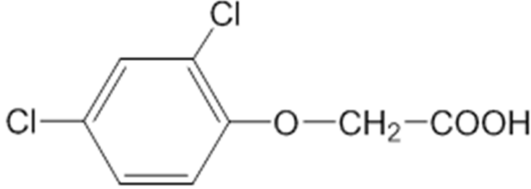
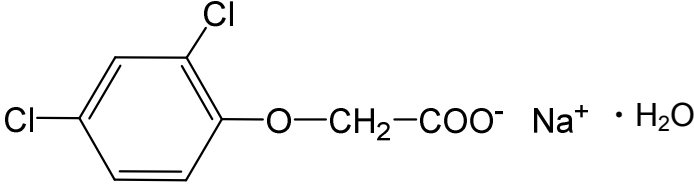
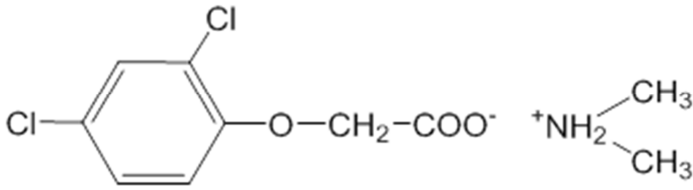
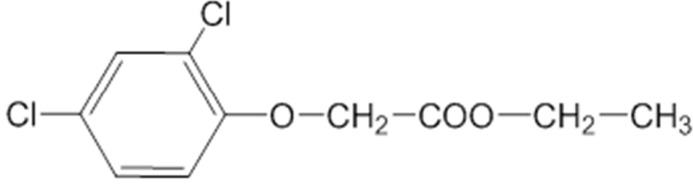
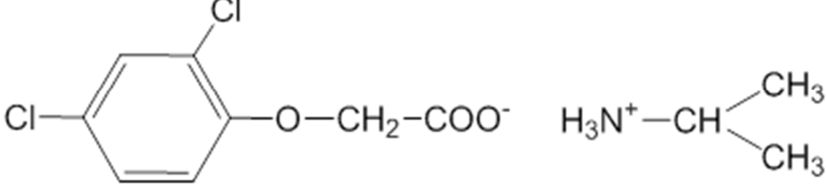
食品添加物の使用基準の改正について

○報告事項の概要

名称（用途）	経緯	我が国の使用基準	食品健康影響評価結果	暴露評価結果
硫酸アルミニウムアンモニウム及び硫酸アルミニウムカリウム（膨張剤、製造用剤（保色剤、形状保持剤等））	使用基準改正（パン等の使用量の基準値を設定）	みそに使用してはならない。	TWI：2.1mg/kg 体重/週（アルミニウムとして）	○長期暴露評価（推定摂取量/TWI） 小児 57.1% 国民全体 32.9% ※推定摂取量は、器具・容器包装、水道水由来の摂取を含む。

- ※ADI（一日摂取許容量）とは、人が一生涯にわたって毎日その量を摂り続けても健康への悪影響がないと推定される摂取量のこと。体重 1 kg 当たりの mg 数で表される。
- ※TDI（耐容一日摂取量）、TWI（耐容週間摂取量）とは、環境汚染物質等の非意図的に混入する物質について、人が生涯にわたって毎日摂取し続けたとしても、健康への悪影響がないと推定される一日当たり、または一週間当たりの摂取量のこと。体重 1 kg 当たりの mg 数で表される。
- ※ARfD（急性参照用量）とは、人がある物質を短時間（24 時間以内）に摂取しても、健康への悪影響がないと推定される摂取量のこと。体重 1 kg 当たりの mg 数で表される。
- ※TMDI（理論最大一日摂取量）とは、基準値案の濃度まで農薬等が食品に含まれていると仮定して、各食品の平均摂取量を用いて推定した食品から一日当たりに摂取する農薬等の量。残留基準値のレベルまで農薬が残留している食品は、ほとんど存在しないことから過大な推定となるが簡便に暴露評価が可能であるため、スクリーニング法として用いている。
- ※EDI（推定一日摂取量）とは、TMDI より実態に則した精密な推定方法で、実際の農畜水産物への残留を調べた試験（残留試験）成績に基づき、農薬等が平均的な濃度で食品に含まれていると仮定して、各食品の平均摂取量を用いて推定した食品から一日当たりに摂取する農薬等の量。

2, 4-D (2, 4-D)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請及びインポートトレランス(IT)制度に基づく基準設定の要請を受け、残留基準を設定する。あわせてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行う。
構造式	 2, 4-D  2, 4-D ナトリウム塩  2, 4-D ジメチルアミン塩  2, 4-D エチル  2, 4-D イソプロピルアミン塩
用途	農薬／除草剤
作用機構	フェノキシ系の除草剤である。オーキシシン作用により植物の分裂組織を異常に活性化して奇形を生じ、さらに呼吸の異常増進等によって生理機能を攪乱させることにより、除草効果を示すと考えられている。
適用作物／適用雑草等	水稻／水田雑草（イネ科を除く） 等

我が国の登録状況	農薬：米を対象作物に登録されている。										
諸外国の状況	JMPR における毒性評価が行われ、1996 年に ADI が設定されており、2001 年に ARfD は設定不要と評価されている。国際基準は小麦、とうもろこし等に設定されている。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国において小麦、綿実等に、カナダにおいて大豆、ばれいしょ等に、EU において小麦、ばれいしょ等に、豪州においてばれいしょ、さとうきび等に、ニュージーランドにおいて柑橘類及び核果類に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	ADI:0.0099 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2 年間 慢性毒性／発がん性併合試験（ラット・混餌。 （発がん性は認められなかった。）最小毒性量における毒性所見は腎尿細管褐色色素沈着等） 無毒性量 0.99 mg/kg 体重/day 安全係数 100 （参考） 評価に供された遺伝毒性試験の <i>in vitro</i> 試験の一部で陽性の結果が得られたが、小核試験を始め <i>in vivo</i> 試験では陰性の結果が得られたので、2,4-D は生体にとって問題となる遺伝毒性はないと結論されている。 ARfD:0.15 mg/kg 体重 [設定根拠] 急性神経毒性試験（雄ラット・強制経口） 無毒性量 15 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙 1 のとおり。 残留の規制対象物質：2,4-D 並びにその塩及びエステル体とする。										
暴露評価	①長期暴露評価 EDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>EDI/ADI (%)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体（1 歳以上）</td><td>10.0</td></tr> <tr> <td>幼小児（1～6 歳）</td><td>27.1</td></tr> <tr> <td>妊婦</td><td>12.3</td></tr> <tr> <td>高齢者（65 歳以上）</td><td>8.9</td></tr> </tbody> </table> EDI：推定一日摂取量（Estimated Daily Intake） ②短期暴露評価 各食品の短期推定摂取量（ESTI）を算出したところ、国民全体（1 歳以上）及び幼小児（1～6 歳）のそれぞれにおける摂取量は急性参照用量（ARfD）を超えていない ^{注）} 。 注）基準値案、作物残留試験における最高残留濃度（HR）又は中央値（STMR）を用い、平成 17～19 年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成 22 年度の厚生労働科学研究の結果に基づき ESTI を算出した。		EDI/ADI (%)	国民全体（1 歳以上）	10.0	幼小児（1～6 歳）	27.1	妊婦	12.3	高齢者（65 歳以上）	8.9
	EDI/ADI (%)										
国民全体（1 歳以上）	10.0										
幼小児（1～6 歳）	27.1										
妊婦	12.3										
高齢者（65 歳以上）	8.9										
意見聴取の状況	平成 30 年 5 月 21 日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及び WTO 通報を実施する予定										
答申案	別紙 2 のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.05	0.1	○			<0.01,<0.01
小麦	2	0.5		2		
大麦	2	0.5			2.0 米国	【0.124~0.451(n=6)(小麦)(米国)】
ライ麦	2	0.5		2		
とうもろこし	0.05	0.05		0.05		
そば		0.2				
その他の穀類	2	0.5		0.01	2.0 米国	【米國小麦参照】
大豆	0.01	0.05		0.01		
小豆類		0.05				
えんどう		0.05				
そら豆		0.05				
らっかせい		0.05				
その他の豆類		0.05				
ばれいしょ	0.4	0.2		0.2	0.4 米国	【<0.05~0.15(#)(n=12)(米国)、 0.0172~0.1118(#)(n=6)(Red potato)(カナダ)】
さといも類(やつがしらを含む。)		0.05				
かんしょ		0.05				
やまいも(長いもをいう。)		0.05				
こんにゃくいも		0.05				
その他のいも類		0.05				
てんさい		0.08				
さとうきび	0.1	0.05	○・申	0.05		0.020,0.024
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根		0.08				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉		0.05				
かぶ類の根		0.08				
かぶ類の葉		0.05				
西洋わさび		0.08				
クレソン		0.08				
はくさい		0.08				
キャベツ		0.08				
芽キャベツ		0.08				
ケール		0.08				
こまつな		0.08				
きょうな		0.08				
チンゲンサイ		0.08				
カリフラワー		0.08				
ブロッコリー		0.08				
その他のあぶらな科野菜		0.08				
ごぼう		0.08				
サルシフィー		0.08				
アーティチョーク		0.05				
チコリ		0.08				
エンダイブ		0.08				
しゅんぎく		0.08				
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)		0.08				
その他のさく科野菜		0.08				
たまねぎ		0.05				
ねぎ(リーキを含む。)		0.05				
にんにく		0.05				
にら		0.05				
アスパラガス	5	5			5.0 米国	【2.9(#),3.44(#)(米国)】
わけぎ		0.05				
その他のゆり科野菜		0.05				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
にんじん		0.08				
パースニップ		0.08				
パセリ		0.08				
セロリ		0.08				
みつば		0.05				
その他のせり科野菜		0.08				
トマト		0.2				
ピーマン		0.08				
なす		0.08				
その他のなす科野菜		0.08				
きゅうり(ガーキンを含む。)		0.08				
かぼちゃ(スカッシュを含む。)		0.08				
しろり		0.08				
すいか		0.08				
メロン類果実		0.08				
まくわうり		0.08				
その他のうり科野菜		0.08				
ほうれんそう		0.08				
たけのこ		0.05				
オクラ		0.05				
しょうが		0.05				
未成熟えんどう		0.05				
未成熟いんげん		0.05				
えだまめ		0.05				
マッシュルーム		0.05				
しいたけ		0.05				
その他のきのこ類		0.05				
その他の野菜		0.07				
みかん		0.01				
なつみかんの果実全体	1	2		1		
レモン	3	2		1	3.0	米国
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	1	2		1		
グレープフルーツ	1	2		1		
ライム	1	2		1		
その他のかんきつ類果実	1	2		1		
りんご	0.05	0.01		0.01	0.05	米国
日本なし	0.01	0.01		0.01		
西洋なし	0.05	0.01		0.01	0.05	米国
マルメロ	0.01	0.01		0.01		
びわ		0.01				
もも	0.05	0.2			0.05	米国
ネクタリン	0.05	0.2		0.05		
あんず(アブリコットを含む。)	0.05	5		0.05		
すもも(プルーンを含む。)	0.05	0.2		0.05		
うめ	0.05	0.2		0.05		
おうとう(チェリーを含む。)	0.05	0.2		0.05		

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
いちご	0.1	0.05		0.1		
ラズベリー	0.2	0.1		0.1	0.2 米国	【米国ラズベリー (<0.05)(n=1), ブルーベリー(<0.01~0.013(#)(n=8))】
ブラックベリー	0.2	0.1		0.1	0.2 米国	【米国ラズベリー、ブルーベリー参照】
ブルーベリー	0.2	0.1		0.1	0.2 米国	【米国ラズベリー、ブルーベリー参照】
クランベリー	0.5	0.5		0.1	0.5 米国	【<0.02,0.061(米国)】
ハックルベリー	0.2	0.1		0.1	0.2 米国	【米国ラズベリー、ブルーベリー参照】
その他のベリー類果実	0.2	0.1		0.1	0.2 米国	【米国ラズベリー、ブルーベリー参照】
ぶどう	0.1	0.5		0.1		
かき		0.05				
バナナ		0.05				
キウイ		0.05				
パパイア		0.05				
アボカド		0.08				
パイナップル		0.05				
グアバ		0.05				
マンゴー		0.05				
パッションフルーツ		0.05				
なつめやし		0.05				
その他の果実		0.2				
ひまわりの種子		0.05				
ごまの種子		0.05				
べにばなの種子		0.05				
綿実	0.08	0.05	IT		0.08 米国	【<0.01~0.07(n=16)(綿実)(米国)】
なたね		0.05				
その他のオイルシード		0.05				
ぎんなん	0.2	0.2		0.2		
くり	0.2	0.2		0.2		
ペカン	0.2	0.2		0.2		
アーモンド	0.2	0.2		0.2		
くるみ	0.2	0.2		0.2		
その他のナッツ類	0.2	0.2		0.2		
ホップ	0.2	0.08			0.2 米国	【<0.05,<0.05,0.053(米国)】
その他のスパイス	1	2		1		
その他のハーブ		0.08				
牛の筋肉	0.2	0.2		0.2		【推:0.155】
豚の筋肉	0.2	0.2		0.2		【牛の筋肉参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.2	0.2		0.2		【牛の筋肉参照】
牛の脂肪	0.4	0.2				【推:0.330】
豚の脂肪	0.4	0.1				【牛の脂肪参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.4	0.2				【牛の脂肪参照】
牛の肝臓	5	5		5		【推:0.129】
豚の肝臓	5	5		5		【牛の肝臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	5	5		5		【牛の肝臓参照】

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
牛の腎臓	5	5		5		【推:4.196】
豚の腎臓	5	5		5		【牛の腎臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	5	5		5		【牛の腎臓参照】
牛の食用部分	5	5		5		【牛の腎臓及び肝臓参照】
豚の食用部分	5	5		5		【牛の腎臓及び肝臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	5	5		5		【牛の腎臓及び肝臓参照】
乳	0.03	0.01		0.01		【推:0.026】
鶏の筋肉	0.05	0.05		0.05		【推<0.05】
その他の家きんの筋肉	0.05	0.05		0.05		【鶏の筋肉参照】
鶏の脂肪	0.05	0.05				【推<0.05】
その他の家きんの脂肪	0.05	0.05				【鶏の脂肪参照】
鶏の肝臓	0.05	0.05		0.05		【推<0.05】
その他の家きんの肝臓	0.05	0.05		0.05		【鶏の肝臓参照】
鶏の腎臓	0.07	0.05		0.05		【推<0.07】
その他の家きんの腎臓	0.07	0.05		0.05		【鶏の腎臓参照】
鶏の食用部分	0.05	0.05		0.05		【鶏の腎臓及び肝臓参照】
その他の家きんの食用部分	0.05	0.05		0.05		【鶏の腎臓及び肝臓参照】
鶏の卵	0.01	0.01		0.01		【推<0.01】
その他の家きんの卵	0.01	0.01		0.01		【鶏の卵参照】
魚介類(さけ目魚類に限る。)		1				
魚介類(うなぎ目魚類に限る。)		1				
魚介類(すずき目魚類に限る。)		1				
魚介類(その他の魚類に限る。)		1				
魚介類(貝類に限る。)		1				
魚介類(甲殻類に限る。)		1				
その他の魚介類		1				
ミネラルウォーター類	0.03	0.03		0.03		※注)

網掛け:ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値(暫定基準)

太枠:国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

IT:海外で設定されている基準値を参照するよう申請されたもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

「作物残留試験」欄に「推」の記載のあるものは、推定残留濃度であることを示している。

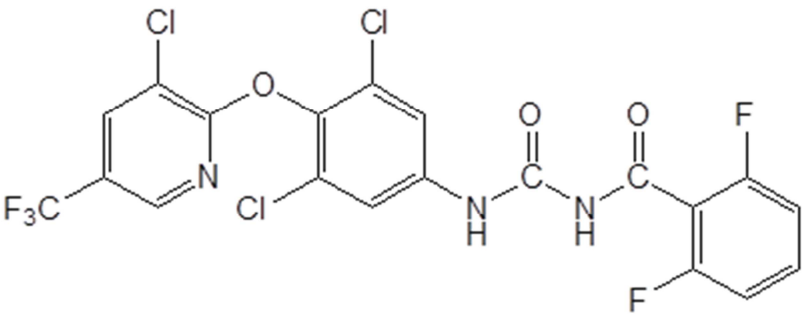
注) WHO飲料水水質ガイドラインのGuideline Valueに基づき設定 (Guideline Value:WHOにおいて各国の規制当局と給水サービス提供者による飲料水水質の維持・向上を目的に設定されるWHO飲料水水質ガイドラインにおいて、飲料水水質を評価するための基礎となる数値であり、生涯にわたって摂取した場合、摂取者の健康に重大なリスクを起ささない濃度を示す。

2,4-D

食品名	残留基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.05	今回基準値を設定する2,4-Dとは、2,4-D並びにその塩及びエステル体を2,4-Dに換算したものの和をいう。
小麦	2	
大麦	2	
ライ麦	2	
とうもろこし	0.05	注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
その他の穀類 ^{注1)}	2	
大豆	0.01	
ばれいしょ	0.4	
さとうきび	0.1	注2)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
アスパラガス	5	
なつみかんの果実全体	1	
レモン	3	
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	1	
グレープフルーツ	1	
ライム	1	
その他のかんきつ類果実 ^{注2)}	1	
りんご	0.05	
日本なし	0.01	
西洋なし	0.05	
マルメロ	0.01	
もも	0.05	注3)「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
ネクタリン	0.05	
あんず(アブリコットを含む。)	0.05	
すもも(プルーンを含む。)	0.05	
うめ	0.05	
おうとう(チェリーを含む。)	0.05	
いちご	0.1	
ラズベリー	0.2	
ブラックベリー	0.2	注4)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
ブルーベリー	0.2	
クランベリー	0.5	
ハックルベリー	0.2	
その他のベリー類果実 ^{注3)}	0.2	
ぶどう	0.1	
綿実	0.08	
ぎんなん	0.2	
くり	0.2	
ペカン	0.2	
アーモンド	0.2	
くるみ	0.2	
その他のナッツ類 ^{注4)}	0.2	
ホップ	0.2	

食品名	残留基準値 ppm	
その他のスパイス ^{注5)}	1	注5)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
牛の筋肉	0.2	
豚の筋肉	0.2	
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注6)} の筋肉	0.2	注6)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
牛の脂肪	0.4	
豚の脂肪	0.4	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.4	
牛の肝臓	5	
豚の肝臓	5	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	5	
牛の腎臓	5	
豚の腎臓	5	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	5	注7)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
牛の食用部分 ^{注7)}	5	
豚の食用部分	5	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	5	注8)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
乳	0.03	
鶏の筋肉	0.05	
その他の家きん ^{注8)} の筋肉	0.05	
鶏の脂肪	0.05	
その他の家きんの脂肪	0.05	
鶏の肝臓	0.05	
その他の家きんの肝臓	0.05	
鶏の腎臓	0.07	
その他の家きんの腎臓	0.07	
鶏の食用部分	0.05	
その他の家きんの食用部分	0.05	
鶏の卵	0.01	
その他の家きんの卵	0.01	
ミネラルウォーター類	0.03	

クロルフルアズロン (Chlorfluazuron)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定						
経緯	畜産物への基準値設定の要請を受け、残留基準を設定する。あわせてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行う。						
構造式							
用途	農薬／殺虫剤						
作用機構	ベンゾイルフェニル尿素系の殺虫剤である。キチン質合成阻害による昆虫生育（脱皮・変態）阻害作用により、殺虫作用を示すと考えられている。						
適用作物／適用病害虫等	りんご／ハマキムシ類 等						
我が国の登録状況	農薬：大豆、かんしょ等を対象作物に登録されている。						
諸外国の状況	JMPR における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、いずれの国及び地域においても基準値が設定されていない。						
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	ADI: 0.033 mg/kg 体重/day 〔設定根拠〕 2年間 慢性毒性／発がん性併合試験（雌ラット・混餌。発がん性は認められなかった。最小毒性量における毒性所見は総コレステロール及びエステル型コレステロールの増加） 無毒性量 3.30 mg/kg 体重/day 安全係数 100 マウスを用いた 2 年間慢性毒性/発がん性併合試験において、子宮内膜間質肉腫の発生頻度の有意な増加が認められたが、腫瘍の発生は遺伝毒性メカニズムによるものとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。 ARfD: 設定の必要なし クロルフルアズロンの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量は、明らかにカットオフ値（500 mg/kg 体重）以上であると考えられることから、急性参照用量（ARfD）は設定する必要がないと判断した。						
基準値案	別紙 1 のとおり。 残留の規制対象物質：クロルフルアズロンとする。						
暴露評価	長期暴露評価 TMDI／ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>TMDI／ADI (%)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体（1 歳以上）</td><td>16.9</td></tr> <tr> <td>幼小児（1～6 歳）</td><td>33.8</td></tr> </tbody> </table>		TMDI／ADI (%)	国民全体（1 歳以上）	16.9	幼小児（1～6 歳）	33.8
	TMDI／ADI (%)						
国民全体（1 歳以上）	16.9						
幼小児（1～6 歳）	33.8						

		妊婦	14.1
		高齢者（65 歳以上）	19.8
		TMDI：理論最大一日摂取量（Theoretical Maximum Daily Intake）	
意見聴取の状況	平成 30 年 5 月 21 日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及び WTO 通報を実施する予定		
答申案	別紙 2 のとおり。		

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		0.05				
小麦		0.05				
大麦		0.05				
ライ麦		0.05				
とうもろこし		0.05				
そば		0.05				
その他の穀類		0.05				
大豆	0.2	1.0	○			0.01,0.04(\$)
小豆類		1.0				
えんどう		1.0				
そら豆		1.0				
らっかせい		1.0				
その他の豆類		1.0				
ばれいしょ		0.1				
さといも類(やつがしらを含む。)		0.1				
かんしょ	0.05	0.1	○			<0.01,<0.01
やまいも(長いものをいう。)	0.05	0.1	○			<0.01,<0.01
こんにゃくいも		0.1				
その他のいも類		0.1				
てんさい	0.2	0.2	○			0.02(#),0.04(#)
さとうきび		0.05				
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.03	2.0	○			<0.01(n=4)
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.7	2.0	○			0.08~0.29(\$)(n=4)
かぶ類の根		2.0				
かぶ類の葉		2.0				
西洋わさび		2.0				
クレソン		2.0				
はくさい	0.3	2.0	○			0.08,0.09,0.11
キャベツ	0.1	2.0	○			0.01(#),0.02(#)
芽キャベツ		2.0				
ケール		2.0				
こまつな		2.0				
きょうな		2.0				
チンゲンサイ		2.0				
カリフラワー	0.3	2.0	○			<0.1,<0.1
ブロッコリー	0.2	2.0	○			<0.01,0.03(\$)
その他のあぶらな科野菜		2.0				
ごぼう		2.0				
サルシフィー		2.0				
アーティチョーク		2.0				
チコリ		2.0				
エンダイブ		2.0				
しゅんぎく		2.0				
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	2	2.0	○			0.06,0.60(\$)
その他のきく科野菜	1	2.0	○			0.34,0.48(ふき)
たまねぎ		2.0				
ねぎ(リーキを含む。)	0.5	2.0	○			0.06(葉ねぎ),0.02,0.13(\$)(根深ねぎ)
にんにく		2.0				
にら		2.0				
アスパラガス		2.0				
わけぎ	0.3	2.0	○			0.02,0.04,0.10(\$)
その他のゆり科野菜		2.0				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
にんじん		2.0				
パースニップ		2.0				
パセリ		2.0				
セロリ		2.0				
みつば		2.0				
その他のせり科野菜		2.0				
トマト	1	2.0	○			0.26,0.32(\$)(ミニトマト)
ピーマン	1	2.0	○			0.08,0.34(\$)
なす	0.5	2.0	○			0.06,0.18
その他のなす科野菜	2	2.0	○			0.30,0.58(\$)(#)(ししとう)
きゅうり(ガーキンを含む。)		2.0				
かぼちゃ(スカッシュを含む。)		2.0				
しろうり		2.0				
すいか	0.05	2.0	○			<0.01,<0.01
メロン類果実	0.05	2.0	○			<0.01,<0.01
まくわうり		2.0				
その他のうり科野菜		2.0				
ほうれんそう		2.0				
たけのこ		2.0				
オクラ	0.5	2.0	○			0.08,0.12(\$)
しょうが		2.0				
未成熟えんどう	0.7	2.0	○			0.07,0.23(\$)
未成熟いんげん	2	2.0	○			0.31,0.53(\$)
えだまめ	1	2.0	○			0.42,0.49
マッシュルーム		2.0				
しいたけ		2.0				
その他のきのこ類		2.0				
その他の野菜	2	2.0	○			0.4,0.6(\$)(むかご)
みかん		2.0				
なつみかんの果実全体		2.0				
レモン		2.0				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		2.0				
グレープフルーツ		2.0				
ライム		2.0				
その他のかんきつ類果実		2.0				
りんご	2	2.0	○			0.64,1.00
日本なし	0.8	2.0	○			0.04~0.48(n=8)
西洋なし	0.8	2.0	○			(日本なし参照)
マルメロ		2.0				
びわ		2.0				
もも	0.05	2.0	○			<0.01,<0.01
ネクタリン		2.0				
あんず(アブリコットを含む。)		2.0				
すもも(プルーンを含む。)		2.0				
うめ		2.0				
おうとう(チェリーを含む。)	0.5	2.0	○			0.06~0.21(\$)(n=4)
いちご	0.5	2.0	○			0.10,0.11
ラズベリー		2.0				
ブラックベリー		2.0				
ブルーベリー		2.0				
クランベリー		2.0				
ハックルベリー		2.0				
その他のベリー類果実		2.0				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
ぶどう	1	2.0	○			0.05,0.46(\$)
かき	0.5	2.0	○			0.08,0.16
バナナ		2.0				
キウイ		2.0				
パパイヤ		2.0				
アボカド		2.0				
パイナップル		2.0				
グアバ		2.0				
マンゴー		2.0				
パッションフルーツ		2.0				
なつめやし		2.0				
その他の果実		2.0				
ひまわりの種子		2.0				
ごまの種子		2.0				
べにばなの種子		2.0				
綿実		2.0				
なたね		2.0				
その他のオイルシード		2.0				
ぎんなん		2.0				
くり		2.0				
ペカン		2.0				
アーモンド		2.0				
くるみ		2.0				
その他のナッツ類		2.0				
茶	10	10	○			3.73(#),4.96(#)
コーヒー豆		0.05				
カカオ豆		0.05				
ホップ		0.05				
その他のスパイス		2				
その他のハーブ	2	2	○			0.58,0.58(しそ)
牛の筋肉	0.02	0.1				推:0.017
豚の筋肉	0.02					(牛の筋肉参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.02					(牛の筋肉参照)
牛の脂肪	0.4	1				推:0.32
豚の脂肪	0.4					(牛の脂肪参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.4					(牛の脂肪参照)
牛の肝臓	0.03	0.1				推:0.027
豚の肝臓	0.03					(牛の肝臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.03					(牛の肝臓参照)
牛の腎臓	0.02	0.1				推:<0.017
豚の腎臓	0.02					(牛の腎臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.02					(牛の腎臓参照)
牛の食用部分	0.03	0.1				(牛の肝臓参照)
豚の食用部分	0.03					(牛の肝臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.03					(牛の肝臓参照)
乳	0.03	0.1				推:0.027
鶏の筋肉	0.02	0.1				推:0.019
その他の家さんの筋肉	0.02	0.1				(鶏の筋肉参照)
鶏の脂肪	0.2	1				推:0.15
その他の家さんの脂肪	0.2	1				(鶏の脂肪参照)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
鶏の肝臓	0.02	0.1				推:0.019
その他の家さんの肝臓	0.02	0.1				(鶏の肝臓参照)
鶏の腎臓	0.02	0.1				(鶏の肝臓参照)
その他の家さんの腎臓	0.02	0.1				(鶏の肝臓参照)
鶏の食用部分	0.02	0.1				(鶏の肝臓参照)
その他の家さんの食用部分	0.02	0.1				(鶏の肝臓参照)
鶏の卵	0.02	0.2				推:0.02
その他の家さんの卵	0.02	0.2				(鶏の卵参照)

網掛け: ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値(暫定基準)

太枠: 国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

○: 既に、国内において農薬登録のあるもの

(#): 使用方法を逸脱して実施された試験成績

(\$): ばらつきの理由を考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

推: 推定される残留量であることを示す

クロルフルアズロン

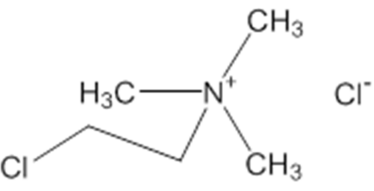
食品名	残留基準値	
	ppm	
大豆	0.2	
かんしょ	0.05	
やまいも(長いもをいう。)	0.05	
てんさい	0.2	
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.03	
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.7	
はくさい	0.3	
キャベツ	0.1	
カリフラワー	0.3	
ブロッコリー	0.2	
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	2	
その他のきく科野菜 ^{注1)}	1	注1)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。
ねぎ(リーキを含む。)	0.5	
わけぎ	0.3	
トマト	1	
ピーマン	1	注2)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
なす	0.5	
その他のなす科野菜 ^{注2)}	2	
すいか	0.05	注3)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、
メロン類果実	0.05	未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
オクラ	0.5	
未成熟えんどう	0.7	
未成熟いんげん	2	
えだまめ	1	
その他の野菜 ^{注3)}	2	注4)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
りんご	2	
日本なし	0.8	
西洋なし	0.8	注5)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
もも	0.05	
おうとう(チェリーを含む。)	0.5	
いちご	0.5	
ぶどう	1	
かき	0.5	
茶	10	
その他のハーブ ^{注4)}	2	
牛の筋肉	0.02	
豚の筋肉	0.02	
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注5)} の筋肉	0.02	
牛の脂肪	0.4	
豚の脂肪	0.4	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.4	
牛の肝臓	0.03	
豚の肝臓	0.03	

食品名	残留基準値 ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.03
牛の腎臓	0.02
豚の腎臓	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.02
牛の食用部分 ^{注6)}	0.03
豚の食用部分	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.03
乳	0.03
鶏の筋肉	0.02
その他の家きん ^{注7)} の筋肉	0.02
鶏の脂肪	0.2
その他の家きんの脂肪	0.2
鶏の肝臓	0.02
その他の家きんの肝臓	0.02
鶏の腎臓	0.02
その他の家きんの腎臓	0.02
鶏の食用部分	0.02
その他の家きんの食用部分	0.02
鶏の卵	0.02
その他の家きんの卵	0.02

注6)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注7)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

クロルメコート (Chlormequat)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受け、残留基準を設定する。あわせてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行う。										
構造式											
用途	農薬／植物成長調整剤										
作用機構	ジベレリン生合成過程の初期の段階にあるゲラニルゲラニルニリン酸からエントーカウレンへの生合成を抑え、その結果ジベレリンの生合成を阻害することにより成長を抑制すると考えられている。										
適用作物／使用目的等	小麦（春播）／茎稈の伸長抑制 等										
我が国の登録状況	農薬：小麦を対象作物に登録されている。										
諸外国の状況	JMPR における毒性評価が行われ、1997 年に ADI が、1999 年に ARfD が設定されている。国際基準は小麦、大麦等に設定されている。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、カナダにおいて小麦に、EU において小麦、ライ麦等に、豪州において小麦、ぶどう等に、ニュージーランドにおいて小麦、その他の穀類に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<u>ADI:0.05 mg/kg 体重/day</u> [設定根拠①] 1 年間 慢性毒性試験（イヌ・混餌。最小毒性量における毒性所見は流涎等） 無毒性量 5 mg/kg 体重/day 安全係数 100 [設定根拠②] 妊娠 7～19 日 発生毒性試験（ウサギ・強制経口。最小毒性量における毒性所見は母動物の死亡及び体重増加抑制） 無毒性量 5 mg/kg 体重/day 安全係数 100 <u>ARfD:0.05 mg/kg 体重</u> [設定根拠] 1 年間 慢性毒性試験（イヌ・混餌。最小毒性量における毒性所見は流涎等） 無毒性量 5 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙 1 のとおり。 残留の規制対象物質：クロルメコートとする。										
暴露評価	①長期暴露評価 TMDI／ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>TMDI／ADI (%)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体（1 歳以上）</td><td>27.1</td></tr> <tr> <td>幼小児（1～6 歳）</td><td>73.9</td></tr> <tr> <td>妊婦</td><td>30.7</td></tr> <tr> <td>高齢者（65 歳以上）</td><td>22.1</td></tr> </tbody> </table>		TMDI／ADI (%)	国民全体（1 歳以上）	27.1	幼小児（1～6 歳）	73.9	妊婦	30.7	高齢者（65 歳以上）	22.1
	TMDI／ADI (%)										
国民全体（1 歳以上）	27.1										
幼小児（1～6 歳）	73.9										
妊婦	30.7										
高齢者（65 歳以上）	22.1										

	TMDI：理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake) ②短期暴露評価 各食品の短期推定摂取量 (ESTI) を算出したところ、国民全体（1 歳以上）及び幼小児（1～6 歳）のそれぞれにおける摂取量は急性参照用量 (ARfD) を超えていない^注）。 注）基準値案、作物残留試験における中央値（STMR）を用い、平成 17～19 年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成 22 年度の厚生労働科学研究の結果に基づき ESTI を算出した。
意見聴取の状況	平成 30 年 5 月 21 日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及び WTO 通報を実施する予定
答申案	別紙 2 のとおり。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値 ^{※1}		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		0.05				
小麦	10	5	○・申	2		0.2～4.8(\$)(n=6)
大麦	3	0.5		2		
ライ麦	8	5		6		
とうもろこし		0.05				
そば		0.05				
その他の穀類	6	10		5		
大豆		0.1				
小豆類		0.05				
えんどう		0.05				
そら豆		0.05				
らっかせい		0.1				
その他の豆類		0.05				
ばれいしょ		10				
さといも類(やつがしらを含む。)		0.05				
かんしょ		0.05				
やまいも(長いもをいう。)		0.05				
こんにゃくいも		0.05				
その他のいも類		0.05				
てんさい		0.05				
だいこん類(ラディッシュを含む。)		0.05				
だいこん類(ラディッシュを含む。)		0.05				
かぶ類の根		0.05				
かぶ類の葉		0.05				
西洋わさび		0.05				
クレソン		0.05				
はくさい		0.05				
キャベツ		0.05				
芽キャベツ		0.05				
ケール		0.05				
こまつな		0.05				
きょうな		0.05				
チンゲンサイ		0.05				
カリフラワー		0.05				
ブロッコリー		0.05				
その他のあぶらな科野菜		3				
ごぼう		0.05				
サルシフィー		0.05				
アーティチョーク		0.05				
チコリ		0.05				
エンダイブ		0.05				
しゅんぎく		0.05				
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)		0.05				
その他のきく科野菜		0.05				
たまねぎ		0.05				
ねぎ(リーキを含む。)		0.05				
にんにく		0.05				
にら		0.05				
アスパラガス		0.05				
わけぎ		0.05				
その他のゆり科野菜		0.05				
にんじん		0.05				
パースニップ		0.05				
パセリ		0.05				
セロリ		0.05				
みつば		0.05				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値 ^{※1}		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
その他のせり科野菜		0.05				
トマト		0.05				
ピーマン		0.05				
なす		0.05				
その他のなす科野菜		0.05				
きゅうり(ガーキンを含む。)		0.05				
かぼちゃ(スカッシュを含む。)		0.05				
しろうり		0.05				
すいか		0.05				
メロン類果実		0.05				
まくわうり		0.05				
その他のうり科野菜		0.05				
ほうれんそう		0.05				
たけのこ		0.05				
オクラ		0.05				
しょうが		0.05				
未成熟えんどう		0.05				
未成熟いんげん		0.05				
えだまめ		0.05				
マッシュルーム		10				
しいたけ		10				
その他のきのこ類		10				
その他の野菜		0.05				
みかん		0.05				
なつみかんの果実全体		0.05				
レモン		0.05				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		0.05				
グレープフルーツ		0.05				
ライム		0.05				
その他のかんきつ類果実		0.05				
りんご		0.05				
日本なし		3				
西洋なし	0.07	3		0.07	EU	※2
マルメロ		0.05				
びわ		0.05				
もも		0.05				
ネクタリン		0.05				
あんず(アプリコットを含む。)		0.05				
すもも(ブルーンを含む。)		0.05				
うめ		0.05				
おうとう(チェリーを含む。)		0.05				
いちご		0.05				
ラズベリー		0.05				
ブラックベリー		0.05				
ブルーベリー		0.05				
クランベリー		0.05				
ハuckleベリー		0.05				
その他のベリー類果実		0.05				
ぶどう	0.05	1		0.04		
かき		0.05				
バナナ		0.05				
キウイ		0.05				
アボカド		0.05				
パイナップル		0.05				
グアバ		0.05				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値 ^{※1}		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
マンゴー		0.05				
パッションフルーツ		0.05				
なつめやし		2				
その他の果実		0.1				
ひまわりの種子		0.1				
ごまの種子		0.1				
べにばなの種子		0.1				
綿実	0.6	0.5		0.5		
なたね		5				
その他のオイルシード		0.1				
ぎんなん		0.1				
くり		0.1				
ペカン		0.1				
アーモンド		0.1				
くるみ		0.1				
その他のナッツ類		0.1				
茶		0.1				
ホップ		0.1				
その他のスパイス		0.1				
その他のハーブ		3				
牛の筋肉	0.3	0.2		0.2		
豚の筋肉	0.3	0.2		0.2		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.3	0.2		0.2		
牛の脂肪	0.1	0.2		0.1		
豚の脂肪	0.1	0.05		0.1		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.1	0.2		0.1		
牛の肝臓	1	0.1		1		
豚の肝臓	1	0.1		1		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	1	0.1		1		
牛の腎臓	1	0.5		1		
豚の腎臓	1	0.5		1		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	1	0.5		1		
牛の食用部分	1	0.3		1		
豚の食用部分	1	0.3		1		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	1	0.3		1		
乳	0.4	0.5		0.3		
鶏の筋肉	0.05	0.04		0.04		
その他の家きんの筋肉	0.05	0.04		0.04		
鶏の脂肪	0.05	0.05		0.04		
その他の家きんの脂肪	0.05	0.05		0.04		
鶏の肝臓	0.1	0.1		0.1		
その他の家きんの肝臓	0.1	0.1		0.1		
鶏の腎臓	0.1	0.1		0.1		
その他の家きんの腎臓	0.1	0.1		0.1		
鶏の食用部分	0.1	0.1		0.1		
その他の家きんの食用部分	0.1	0.1		0.1		
鶏の卵	0.1	0.1		0.1		
その他の家きんの卵	0.1	0.1		0.1		

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値 ^{※1}		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
小麦粉(全粒粉に限る。)		5				※3 ※3
小麦粉(全粒粉を除く。)		2				
小麦ふすま		10		7		
ライ麦粉(全粒粉に限る。)		4		8		
ライ麦粉(全粒粉を除く。)		3				
ライ麦ふすま	26	10		20		
なたね油(注1を除く。)		0.1				

網掛け: ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値(暫定基準)

太枠: 国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

○: 既に、国内において農薬登録のあるもの

申: 農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(\$): ばらつきを考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

注1) 食用植物油の日本農林規格に規定する精製なたね油、なたねサラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用
 ※1) 残留の規制対象について、国際基準においては、クロルメコート(カチオン)としており、日本においては、クロルメコートクロリドとしている。国際基準を引用する食品については、規制対象の差を勘案するために、国際基準に換算係数1.29を乗じて基準値を設定している。

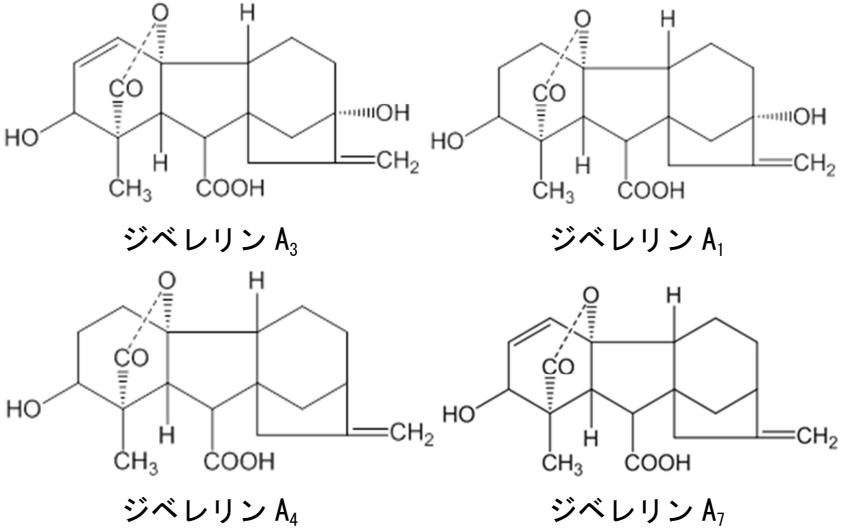
※2) EUにおいてはモニタリングデータより梨の基準値(0.07 ppm)を設定している。2004～2014年の間に実施されたモニタリングデータ合計1077件のうち、クロルメコートクロリド濃度としての最大値は1.9 ppm、平均値は0.048 ppm、最小値は<0.005 ppmであった。EUではこれらのモニタリングデータの結果より、科学的に妥当と考えられる分析結果の95.0パーセンタイル値に相当する残留濃度0.065 ppmより、基準値(0.07 ppm)を設定している。

※3) 加工食品である「小麦ふすま」及び「ライ麦粉(全粒粉に限る。)」について、国際基準が設定されているが、加工係数を用いて原材料中の濃度に換算した値が当該原材料の基準値案を超えないことから、基準値を設定しないこととする。基準値が設定されていない加工食品については、原材料の基準値に基づき加工係数を考慮して適否を判断することとしている。なお、本物質について、JMPRIは小麦ふすま及びライ麦粉(全粒粉に限る。)の加工係数を3.0及び1.3と算出している。

クロルメコート

食品名	残留基準値 ppm	
小麦 大麦 ライ麦 その他の穀類 ^{注1)}	10 3 8 6	今回基準値を設定するクロルメコートとは、クロルメコートクロリドをいう。
西洋なし	0.07	
ぶどう	0.05	
綿実	0.6	
牛の筋肉 豚の筋肉 その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注2)} の筋肉	0.3 0.3 0.3	注2)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
牛の脂肪 豚の脂肪 その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.1 0.1 0.1	
牛の肝臓 豚の肝臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	1 1 1	
牛の腎臓 豚の腎臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	1 1 1	
牛の食用部分 ^{注3)} 豚の食用部分 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	1 1 1	注3)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
乳	0.4	
鶏の筋肉 その他の家きん ^{注4)} の筋肉	0.05 0.05	
鶏の脂肪 その他の家きんの脂肪	0.05 0.05	
鶏の肝臓 その他の家きんの肝臓	0.1 0.1	注4)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
鶏の腎臓 その他の家きんの腎臓	0.1 0.1	
鶏の食用部分 その他の家きんの食用部分	0.1 0.1	
鶏の卵 その他の家きんの卵	0.1 0.1	
ライ麦ふすま	26	

ジベレリン (Gibberellin)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受け、残留基準を設定する。あわせてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行う。
構造式	 ジベレリン A₃ ジベレリン A₁ ジベレリン A₄ ジベレリン A₇
用途	農薬／植物成長調整剤
作用機構	ジバン骨格を有する植物成長調整剤であり、オーキシンの生合成やタンパク質合成等多くの生化学的過程を活性化し、細胞分裂及び伸長促進による茎葉の生長、果実肥大促進等の作用を示すと考えられている。
適用作物／使用目的等	ぶどう／果粒肥大促進 等
我が国の登録状況	農薬：だいこん、みかん等を対象作物に登録されている。
諸外国の状況	JMPR における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、いずれの国及び地域においても基準値は不要とされている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	ADI: 0.11 mg/kg 体重/day 〔設定根拠〕 2 年間 慢性毒性／発がん性併合試験（ラット・混餌。最小毒性量における毒性所見は飲水量増加等） 無毒性量 112 mg/kg 体重/day 安全係数 1000（種差：10、個体差：10、亜急性毒性試験、慢性毒性試験及び発がん性試験の動物種の不足による追加係数：10） ラットを用いた 2 年間慢性毒性／発がん性併合試験において、肝細胞腫瘍の発生頻度の増加が認められたが、腫瘍の発生機序は遺伝毒性によるものとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。 ARfD: 設定の必要なし ジベレリンの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、マウスを用いた 90 日間亜急性毒性試験の 4,190 mg/kg 体重/日であり、カットオフ値（500 mg/kg 体重）以上であったことから、急性参照用量（ARfD）は設定する必要がないと判断した。

基準値案	別紙 1 のとおり。 残留の規制対象物質：ジベレリン A ₃ とする。										
暴露評価	長期暴露評価 TMDI／ADI 比は、以下のとおり。 <table> <tr> <th></th><th>TMDI／ADI (%)</th></tr> <tr> <td>国民全体（1 歳以上）</td><td>0.4</td></tr> <tr> <td>幼小児（1～6 歳）</td><td>1.0</td></tr> <tr> <td>妊婦</td><td>0.4</td></tr> <tr> <td>高齢者（65 歳以上）</td><td>0.5</td></tr> </table> TMDI：理論最大一日摂取量（Theoretical Maximum Daily Intake）		TMDI／ADI (%)	国民全体（1 歳以上）	0.4	幼小児（1～6 歳）	1.0	妊婦	0.4	高齢者（65 歳以上）	0.5
	TMDI／ADI (%)										
国民全体（1 歳以上）	0.4										
幼小児（1～6 歳）	1.0										
妊婦	0.4										
高齢者（65 歳以上）	0.5										
意見聴取の状況	平成 30 年 4 月 11 日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及び WTO 通報を実施する予定										
答申案	別紙 2 のとおり。										

食品名	基準値 案 ^{注1)} ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
ばれいしょ	0.05		申			<0.01, <0.01
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根		0.2	○			注2)
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉		0.2	○			注2)
かぶ類の根		0.2	○			注2)
かぶ類の葉		0.2	○			注2)
西洋わさび		0.2	○			注2)
クレソン		0.2	○			注2)
はくさい		0.2	○			注2)
キャベツ		0.2	○			注2)
芽キャベツ		0.2	○			注2)
ケール		0.2	○			注2)
こまつな		0.2	○			注2)
きょうな		0.2	○			注2)
チンゲンサイ		0.2	○			注2)
カリフラワー		0.2	○			注2)
ブロッコリー		0.2	○			注2)
その他のあぶらな科野菜**1	0.05	0.2	○			<0.01, <0.01(畑わさび(根茎))
ごぼう	0.1	0.2	○			<0.02, <0.02
サルシフィー		0.2	○			注2)
アーティチョーク		0.2	○			注2)
チコリ		0.2	○			注2)
エンダイブ		0.2	○			注2)
しゅんぎく		0.2	○			注2)
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)		0.2	○			注2)
その他のきく科野菜**2	0.1	0.2	○			0.02, 0.02(ふき)
たまねぎ		0.2	○			注2)
ねぎ(リーキを含む。)		0.2	○			注2)
にんにく		0.2	○			注2)
にら		0.2	○			注2)
アスパラガス		0.2	○			注2)
わけぎ		0.2	○			注2)
その他のゆり科野菜		0.2	○			注2)
にんじん		0.2	○			注2)
パースニップ		0.2	○			注2)
パセリ		0.2	○			注2)
セロリ	2	0.2	申			0.35, 0.40, 1.08
みつば	0.2	0.2	○			0.02, 0.05
その他のせり科野菜		0.2	○			注2)
トマト	0.2	0.2	○			<0.02, 0.03(\$)
ピーマン		0.2	○			注2)
なす	0.1	0.2	○			<0.02(#), <0.02(#)
その他のなす科野菜		0.2	○			注2)
きゅうり(ガーキンを含む。)		0.2	○			注2)
かぼちゃ(スカッシュを含む。)		0.2	○			注2)
しろうり		0.2	○			注2)
すいか		0.2	○			注2)
メロン類果実	0.1	0.2	○			<0.02(#), <0.02(#)
まくわうり		0.2	○			注2)
その他のうり科野菜		0.2	○			注2)
ほうれんそう		0.2	○			注2)
たけのこ		0.2	○			注2)
オクラ		0.2	○			注2)
しょうが		0.2	○			注2)
未成熟えんどう		0.2	○			注2)
未成熟いんげん	0.1	0.2	○			<0.02, <0.02
えだまめ		0.2	○			注2)
マッシュルーム		0.2	○			注2)

食品名	基準値 案 ^{注1)} ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
しいたけ		0.2	○			注2)
その他のきのこ類		0.2	○			注2)
その他の野菜	0.3	0.2	○			0.06, 0.06, 0.09(たらのき)
みかん	0.1	0.2	○			<0.02(#), <0.02(#)
なつみかんの果実全体	0.2	0.2	○			(すだち参照)
レモン	0.2	0.2	○			(すだち参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.2	0.2	○			(すだち参照)
グレープフルーツ	0.2	0.2	○			(すだち参照)
ライム	0.2	0.2	○			(すだち参照)
その他のかんきつ類果実	0.2	0.2	○			0.03, 0.04(#)(すだち)
りんご		0.2				
日本なし	0.1	0.2	○			<0.02～0.03 (n=4)
西洋なし		0.2				
マルメロ		0.2				
びわ	0.2	0.2	○			<0.02,0.03(\$)
もも		0.2				
ネクタリン		0.2				
あんず(アブリコットを含む。)	0.1	0.2	○			<0.02(#), <0.02(#)
すもも(プルーンを含む。)		0.2				
うめ		0.2				
おうとう(チェリーを含む。)		0.2				
いちご	0.1	0.2	○			0.02,0.02
ラズベリー		0.2				
ブラックベリー		0.2				
ブルーベリー		0.2				
クランベリー		0.2				
ハuckleベリー		0.2				
その他のベリー類果実		0.2				
ぶどう	0.1	0.2	○			<0.02, <0.02,<0.02
かき	0.1	0.2	○			<0.02, <0.02
バナナ		0.2				
キウイ		0.2				
パパイヤ	0.5	0.2	○			0.03(#), 0.14(#)(\$)
アボカド		0.2				
パイナップル		0.2				
グアバ		0.2				
マンゴー		0.2				
パッションフルーツ		0.2				
なつめやし		0.2				
その他の果実**3	0.1	0.2	○			<0.02(#), <0.02(#)(アセロラ)
ひまわりの種子		0.2				
ごまの種子		0.2				
べにばなの種子		0.2				
綿実		0.2				
なたね		0.2				
その他のオイルシード		0.2				
ぎんなん		0.2				
くり		0.2				
ペカン		0.2				
アーモンド		0.2				
くるみ		0.2				
その他のナッツ類		0.2				
その他のスパイス	0.2	0.2	○			<0.02(#),0.03(#)(\$(みかんの果皮)

食品名	基準値 案 ^{注1)} ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
その他のハーブ	0.3	0.2	○		⋮	0.04,0.05,0.07(\$)(畑わさび(花 茎))

網掛け: ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値(暫定基準)

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申：農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

(#): 使用法を選別して実施された試験成績
(\$): ばらつきの理由を考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

注1) 本剤は、食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示370号)第1 食品のA 食品一般の成分規格の8に規定する「自然に食品に含まれる物質と同一であるとき」に該当するため、今回基準値を設定しない食品については、人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量(いわゆる一律基準)は適用せず、対象となる食品に通常含まれる量を超えてはならないこととする。

注2) 野菜類として登録されている種子浸漬の適用である。

**1: その他のあぶらな科野菜については、畑わさびの根茎に限る

**2:その他のきく科野菜については、ふきに限る。

**3:その他の果実については、アセロラに限る。

ジベレリン

食品名	残留基準値 ppm	今回基準値を設定するジベレリンとは、ジベレリンA ₃ をいう。 本剤については、食品、添加物等の規格基準第1 食品のA 食品一般の成分規格の8に規定する「自然に食品に含まれる物質と同一であるとき」に該当するため、基準値を設定しない食品に関して、同8に規定する「当該食品において当該物質が含まれる量は、当該食品に当該物質が通常含まれる量を超えてはならない」が適用される。
ばれいしょ	0.05	注1)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
その他のあぶらな科野菜 ^{注1)※1)}	0.05	
ごぼう	0.1	注2)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。
その他のきく科野菜 ^{注2)※2)}	0.1	
セロリ	2	注3)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
みつば	0.2	
トマト	0.2	注4)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
なす	0.1	
メロン類果実	0.1	注5)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
未成熟いんげん	0.1	
その他の野菜 ^{注3)}	0.3	注6)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
みかん	0.1	
なつみかんの果実全体	0.2	注7)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
レモン	0.2	
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.2	※1)その他のあぶらな科野菜については、畑わさびの根茎に限る。
グレープフルーツ	0.2	
ライム	0.2	※2)その他のきく科野菜については、ふきに限る。
その他のかんきつ類果実 ^{注4)}	0.2	
日本なし	0.1	※3)その他の果実については、アセロラに限る。
びわ	0.2	
すもも(ブルーンを含む。)	0.1	
いちご	0.1	
ぶどう	0.1	
かき	0.1	
パパイヤ	0.5	
その他の果実 ^{注5)※3)}	0.1	
その他のスパイス ^{注6)}	0.2	
その他のハーブ ^{注7)}	0.3	

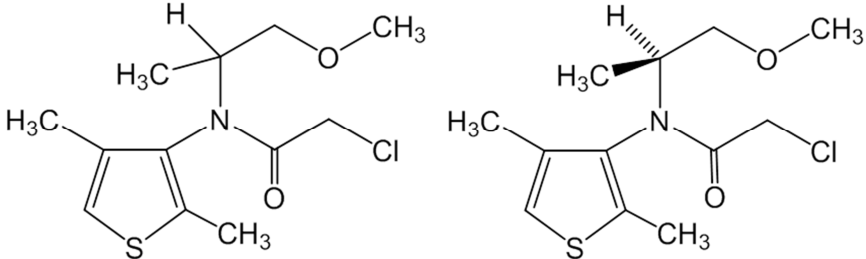
注7)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

※1)その他のあぶらな科野菜については、畑わさびの根茎に限る。

※2)その他のきく科野菜については、ふきに限る。

※3)その他の果実については、アセロラに限る。

ジメテナミド (Dimethenamid)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受け、残留基準を設定する。										
構造式	 ジメテナミド (ラセミ体、R 体 : S 体=1 : 1) ジメテナミド P (S 体)										
用途	農薬／除草剤										
作用機構	チオフェン環を有する酸アミド系除草剤である。雑草の幼芽部及び幼根部より吸収され、超長鎖脂肪酸の生合成を阻害することにより殺草作用を示すと考えられている。										
適用作物／適用雑草等	キャベツ／畑地一年生雑草 等										
我が国の登録状況	農薬：とうもろこし、大豆等を対象作物に登録されている。										
諸外国の状況	JMPR における毒性評価が行われ、2005 年に ADI 及び ARfD が設定されている。国際基準は豆類、てんさい等に設定されている。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国、カナダ、EU 及び豪州においてとうもろこし、たまねぎ等に残留基準が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	ADI:0.051 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2 年間 慢性毒性／発がん性併合試験（ラセミ体）（雄ラット・混餌。（発がん性は認められなかった。）最小毒性量における毒性所見は体重増加抑制等） 無毒性量 5.1 mg/kg 体重/day 安全係数 100 ARfD:0.5 mg/kg 体重 [設定根拠] 妊娠 6～15 日 発生毒性試験（ラセミ体及び S 体）の総合評価（ラット・強制経口） 無毒性量 50 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙 1 のとおり。 残留の規制対象物質：ジメテナミド（S 体と R 体の和）とする。										
暴露評価	①長期暴露評価 TMDI／ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>TMDI／ADI (%)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体（1 歳以上）</td><td>0.3</td></tr> <tr> <td>幼小児（1～6 歳）</td><td>0.9</td></tr> <tr> <td>妊婦</td><td>0.4</td></tr> <tr> <td>高齢者（65 歳以上）</td><td>0.3</td></tr> </tbody> </table> TMDI：理論最大一日摂取量（Theoretical Maximum Daily Intake）		TMDI／ADI (%)	国民全体（1 歳以上）	0.3	幼小児（1～6 歳）	0.9	妊婦	0.4	高齢者（65 歳以上）	0.3
	TMDI／ADI (%)										
国民全体（1 歳以上）	0.3										
幼小児（1～6 歳）	0.9										
妊婦	0.4										
高齢者（65 歳以上）	0.3										

	②短期暴露評価 各食品の短期推定摂取量(ESTI)を算出したところ、国民全体（1歳以上）及び幼小児（1～6歳）のそれぞれにおける摂取量は急性参照用量(ARfD)を超えていない^{注)}。 注) 基準値案、作物残留試験における最高残留濃度（HR）又は中央値（STMR）を用い、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成22年度の厚生労働科学研究の結果に基づき ESTI を算出した。
意見聴取の状況	平成30年4月11日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及びWTO通報を実施する予定
答申案	別紙2のとおり。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
とうもろこし	0.03	0.05	○	0.01		<0.01(n=4)
その他の穀類	0.01	0.01		0.01		
大豆	0.03	0.05	○	0.01		<0.01(n=4)
小豆類	0.01			0.01		
らっかせい	0.01	0.01		0.01		
その他の豆類	0.01			0.01		
ばれいしょ	0.01	0.01	○	0.01		
かんしょ	0.01	0.01		0.01		
てんさい	0.05	0.05	○	0.01		<0.01(#), <0.01(#)
かぶ類の根	0.01	0.01			0.01	【<0.01(#)(n=9)(米国)】
かぶ類の葉	0.1	0.1			0.1	【<0.01~0.072(n=9)(米国)】
キャベツ	0.05	0.05	○			<0.01(#), <0.01(#)
ブロッコリー	0.05		申			<0.01, <0.01
たまねぎ	0.01	0.01	○	0.01		
にんにく	0.01	0.01		0.01		
その他のゆり科野菜		0.01				
きゅうり(ガーキンを含む。)		0.01				
かぼちゃ(スカッシュを含む。)		0.01				
しろり		0.01				
すいか		0.01				
メロン類果実		0.01				
まくわうり		0.01				
その他のうり科野菜		0.01				
えだまめ	0.02	0.05	○			<0.01(#)(n=6)
その他の野菜	0.01	0.01		0.01		
ホップ	0.05	0.05			0.05	【<0.05(n=3)(米国)(乾燥花序)】
その他のハーブ	0.01			0.01		
牛の筋肉	0.01	0.01		0.01		
豚の筋肉	0.01	0.01		0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	0.01		0.01		
牛の脂肪	0.01	0.01		0.01		
豚の脂肪	0.01	0.01		0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01	0.01		0.01		
乳	0.01	0.01		0.01		
鶏の筋肉	0.01	0.01		0.01		
その他の家さんの筋肉	0.01	0.01		0.01		
鶏の脂肪	0.01	0.01		0.01		
その他の家さんの脂肪	0.01	0.01		0.01		
鶏の肝臓	0.01	0.01		0.01		
その他の家さんの肝臓	0.01	0.01		0.01		
鶏の腎臓	0.01	0.01		0.01		
その他の家さんの腎臓	0.01	0.01		0.01		
鶏の食用部分	0.01	0.01		0.01		
その他の家さんの食用部分	0.01	0.01		0.01		
鶏の卵	0.01	0.01		0.01		
その他の家さんの卵	0.01	0.01		0.01		

太枠:国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

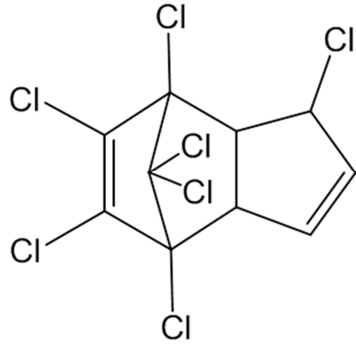
申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

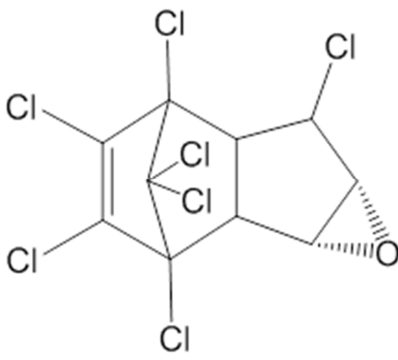
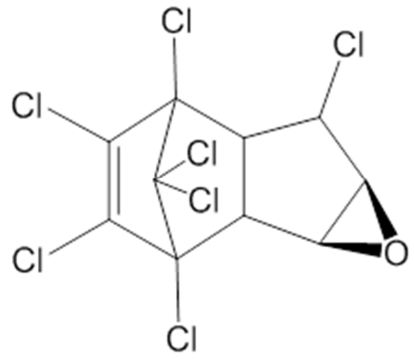
(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

ジメテナミド

食品名	残留基準値 ppm	
とうもろこし その他の穀類 ^{注1)}	0.03 0.01	今回基準値を設定するジメテナミドとは、ジメテナミド(R体)及びジメテナミド(S体)の和をいう。
大豆 小豆類 ^{注2)} らっかせい その他の豆類 ^{注3)}	0.03 0.01 0.01 0.01	注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
ばれいしょ かんしょ	0.01 0.01	注2)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。
てんさい	0.05	
かぶ類の根 かぶ類の葉 キャベツ ブロッコリー	0.01 0.1 0.05 0.05	注3)「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
たまねぎ にんにく	0.01 0.01	
えだまめ その他の野菜 ^{注4)}	0.02 0.01	注4)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、
ホップ	0.05	未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
その他のハーブ ^{注5)}	0.01	
牛の筋肉 豚の筋肉 その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注6)} の筋肉	0.01 0.01 0.01	注5)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
牛の脂肪 豚の脂肪 その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01 0.01 0.01	注6)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
乳	0.01	
鶏の筋肉 その他の家きん ^{注7)} の筋肉	0.01 0.01	注7)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
鶏の脂肪 その他の家きんの脂肪	0.01 0.01	
鶏の肝臓 その他の家きんの肝臓	0.01 0.01	
鶏の腎臓 その他の家きんの腎臓	0.01 0.01	
鶏の食用部分 その他の家きんの食用部分 ^{注8)}	0.01 0.01	注8)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
鶏の卵 その他の家きんの卵	0.01 0.01	

ヘプタクロル (Heptachlor)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行う。
構造式	
用途	農薬／殺虫剤
作用機構	有機塩素系の殺虫剤である。GABA 受容体に作用し、神経を興奮させることで痙攣を起こし、殺虫効果を示すものと考えられている。
適用作物／適用病害虫等	※過去に農薬として使用されていた。
我が国の登録状況	農薬：登録されていない。 POPs 条約（残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約）により、各国が講ずべき対策として製造、使用が原則禁止とされている。 また、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（昭和 48 年法律第 117 号）により第一種特定化学物質に指定され、製造、輸入、使用等について必要な規制がされている。
諸外国の状況	JMPR における毒性評価が行われ、1994 年に PTDI ^注 が設定されている。 国際基準は穀類、かんきつ類果実等に設定されている。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、カナダにおいて畜産物等に、EU においてハーブ、畜産物等に、豪州において穀類、魚介類等に基準値が設定されている。 注）暫定的耐容一日摂取量（Provisional Tolerable Daily Intake）
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	TDI ^注 : 0.00012 mg/kg 体重/day 注）耐容一日摂取量（Tolerable Daily Intake）：環境汚染物質等の非意図的に混入する物質について、人が生涯にわたって毎日摂取し続けたとしても、健康への悪影響がないと推定される 1 日当たりの摂取量 〔設定根拠〕 2 年間 慢性毒性試験（イヌ・混餌。最小毒性量における毒性所見は肝細胞肥大、ALP 活性増加等） 無毒性量 0.025 mg/kg 体重/day 不確実係数 200（種差：10、個体差：10、評価に用いた試験成績が十分でないことによる追加係数 2） マウスを用いた発がん性試験において肝細胞癌と結節性病変の合計発生頻度の増加が認められたが、発生機序は遺伝毒性メカニズムとは考え難く、本剤の評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。
基準値案	別紙 1 のとおり。 残留の規制対象物質：ヘプタクロル及びヘプタクロルエポキシド 【2, 3-エポキシ-1, 4, 5, 6, 7, 8, 8-ヘプタクロロ-3a, 4, 7, 7a-テトラヒドロ-4, 7-メタノインデン】とする。

	 ヘプタクロルエンドエポキシド (ヘプタクロルエポキシド 異性体 A)  ヘプタクロルエキソエポキシド (ヘプタクロルエポキシド 異性体 B) ヘプタクロルエポキシド										
暴露評価	長期暴露評価 EDI／ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;"></th><th style="width: 40%;">EDI／TDI (%)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体 (1 歳以上)</td><td style="text-align: center;">29. 8</td></tr> <tr> <td>幼小児 (1～6 歳)</td><td style="text-align: center;">70. 3</td></tr> <tr> <td>妊婦</td><td style="text-align: center;">25. 5</td></tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td><td style="text-align: center;">29. 7</td></tr> </tbody> </table> EDI：推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)		EDI／TDI (%)	国民全体 (1 歳以上)	29. 8	幼小児 (1～6 歳)	70. 3	妊婦	25. 5	高齢者 (65 歳以上)	29. 7
	EDI／TDI (%)										
国民全体 (1 歳以上)	29. 8										
幼小児 (1～6 歳)	70. 3										
妊婦	25. 5										
高齢者 (65 歳以上)	29. 7										
意見聴取の状況	平成 30 年 4 月 11 日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及び WTO 通報を実施する予定										
答申案	別紙 2 のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.02	0.02		0.02		
小麦	0.02	0.02		0.02		
大麦	0.02	0.02		0.02		
ライ麦	0.02	0.02		0.02		
とうもろこし	0.02	0.02		0.02		
そば	0.02	0.02		0.02		
その他の穀類	0.02	0.02		0.02		
大豆		0.02				
小豆類		0.03				
えんどう		0.03				
そら豆		0.03				
らっかせい		0.01				
その他の豆類		0.03				
ばれいしょ		0.03				
さといも類(やつかしらを含む。)		0.03				
かんしょ		0.03				
やまいも(長いもをいう。)		0.03				
こんにゃくいも		0.03				
その他のいも類		0.03				
てんさい		0.03				
さとうきび		0.02				
だいこん類(ラディッシュを含む。)		0.03				
だいこん類(ラディッシュを含む。)		0.03				
かぶ類の根		0.03				
かぶ類の葉		0.03				
西洋わさび		0.03				
クレソン		0.03				
はくさい		0.03				
キャベツ		0.03				
芽キャベツ		0.03				
ケール		0.03				
こまつな		0.03				
きょうな		0.03				
チンゲンサイ		0.03				
カリフラワー		0.03				
ブロッコリー		0.03				
その他のあぶらな科野菜		0.03				
ごぼう		0.03				
サルシフィー		0.03				
アーティチョーク		0.03				
チコリ		0.03				
エンダイブ		0.03				
しゅんぎく		0.03				
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)		0.03				
その他のきく科野菜		0.03				
たまねぎ		0.03				
ねぎ(リーキを含む。)		0.03				
にんにく		0.03				
にら		0.01				
アスパラガス		0.03				
わけぎ		0.03				
その他のゆり科野菜		0.03				
にんじん		0.1				
パースニップ		0.03				
パセリ		0.01				
セロリ		0.03				
みつば		0.01				
その他のせり科野菜		0.03				
トマト		0.02				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
ピーマン		0.03				
なす		0.03				
その他のなす科野菜		0.03				
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.2	0.03				モニタリングデータ:0.2 (99.8%ile値)
かぼちゃ(スカッシュを含む。)		0.03				
しろうり		0.03				
すいか		0.03				
メロン類果実		0.03				
まくわうり		0.03				
その他のうり科野菜		0.03				
ほうれんそう	0.02	0.03				
たけのこ		0.03				
オクラ		0.03				
未成熟えんどう		0.03				
未成熟いんげん		0.03				
えだまめ		0.02		0.02		
マッシュルーム		0.03				
しいたけ		0.03				
その他のきのこ類		0.03				
その他の野菜		0.03				
みかん	0.01	0.01		0.01		
なつみかんの果実全体	0.01	0.01		0.01		
レモン	0.01	0.01		0.01		
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.01	0.01		0.01		
グレープフルーツ	0.01	0.01		0.01		
ライム	0.01	0.01		0.01		
その他のかんきつ類果実	0.01	0.01		0.01		
りんご		0.01				
日本なし		0.01				
西洋なし		0.01				
マルメロ		0.01				
びわ		0.01				
もも		0.01				
ネクタリン		0.01				
あんず(アブリコットを含む。)		0.01				
すもも(プルーンを含む。)		0.01				
うめ		0.01				
おうとう(チェリーを含む。)		0.01				
いちご		0.01				
ラズベリー		0.01				
ブラックベリー		0.01				
ブルーベリー		0.01				
クランベリー		0.01				
ハuckleベリー		0.01				
その他のベリー類果実		0.01				
ぶどう		0.01				
かき		0.01				
バナナ	0.01	0.01				
キウイ		0.01				
アボカド		0.01				
パイナップル		0.01		0.01		
グアバ		0.01				
マンゴー		0.01				
パッションフルーツ		0.01				
なつめやし		0.01				
その他の果実		0.03				
ひまわりの種子		0.01				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
ごまの種子 べにばなの種子 綿実 なたね その他のオイルシード	0.02	0.01 0.01 0.02 0.01 0.01		0.02		
ぎんなん くり ペカン アーモンド くるみ その他のナッツ類		0.01 0.01 0.01 10 0.01 0.01				
茶 ホップ		0.02 0.01				
その他のスパイス	0.01	0.03		0.01		
その他のハーブ		0.03				
牛の筋肉 豚の筋肉 その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉		0.2 0.2 0.2				
牛の脂肪 豚の脂肪 その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.2 0.2 0.2	0.2 0.2 0.2		0.2 0.2 0.2		
牛の肝臓 豚の肝臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		0.2 0.2 0.2				
牛の腎臓 豚の腎臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		0.2 0.2 0.2				
牛の食用部分 豚の食用部分 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		0.2 0.2 0.2				
乳	0.006	0.006		0.006		
鶏の筋肉 その他の家さんの筋肉		0.2 0.2				
鶏の脂肪 その他の家さんの脂肪	0.2 0.2	0.2 0.2		0.2 0.2		
鶏の肝臓 その他の家さんの肝臓		0.2 0.2				
鶏の腎臓 その他の家さんの腎臓		0.2 0.2				
鶏の食用部分 その他の家さんの食用部分		0.2 0.2				
鶏の卵 その他の家さんの卵	0.05 0.05	0.05 0.05		0.05 0.05		
魚介類(さけ目魚類に限る。) 魚介類(うなぎ目魚類に限る。) 魚介類(すずき目魚類に限る。) 魚介類(その他の魚類に限る。) 魚介類(貝類に限る。) 魚介類(甲殻類に限る。) その他の魚介類 魚介類(くじらに限る。)	0.02	0.05 0.05 0.05 0.05 0.05 0.05 0.05 0.05				モニタリングデータ:0.02 (99.5%ile値)
はちみつ		0.006				

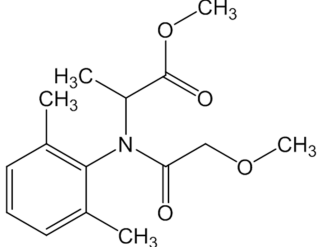
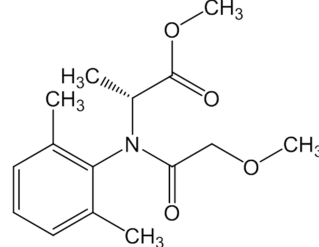
食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
大豆油(注に限る。)	0.5	0.02		0.5		
大豆油(注を除く。)		0.5				
大豆油						

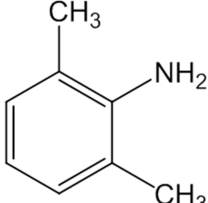
平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値（暫定基準）については、網をつけて示した。
 注）食用植物油脂の日本農林規格に規定する食用大豆油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油

ヘプタクロル

食品名	残留基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.02	
小麦	0.02	※今回基準値を設定するヘプタクロルとは、ヘプタクロル及びヘプタクロルエポキシドの和をいう。
大麦	0.02	
ライ麦	0.02	
とうもろこし	0.02	
そば	0.02	
その他の穀類 ^{注1)}	0.02	注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.2	
えだまめ	0.02	
みかん	0.01	注2)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
なつみかんの果実全体	0.01	
レモン	0.01	
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.01	
グレープフルーツ	0.01	
ライム	0.01	注3)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
その他のかんきつ類果実 ^{注2)}	0.01	
パイナップル	0.01	
綿実	0.02	
その他のスパイス ^{注3)}	0.01	
牛の脂肪	0.2	注4)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
豚の脂肪	0.2	
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注4)} の脂肪	0.2	
乳	0.006	
鶏の脂肪	0.2	注5)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
その他の家きん ^{注5)} の脂肪	0.2	
鶏の卵	0.05	
その他の家きんの卵	0.05	
魚介類(くじらに限る。)	0.02	
大豆油	0.5	

メタラキシル及びメフェノキサム (Metalaxyl and Mefenoxam)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請及びインポートトレランス(IT)制度に基づく基準設定の要請を受け、残留基準を設定する。
構造式	 メタラキシル (鏡像異性体 D 体:L 体 = 1:1) *:メフェノキサムはメタラキシル M の別名である  メタラキシル M* (D 体)
用途	農薬／殺菌剤
作用機構	メタラキシル及びメタラキシル M はフェニルアミド系殺菌剤 であり、菌糸伸長及び胞子形成を阻害することで、殺菌効果を示すと考えられている。
適用作物／適用品害虫等	みかん／褐色腐敗病 等
我が国の登録状況	農薬：米、大豆等を対象作物に登録されている。
諸外国の状況	JMPR における毒性評価が行われ、2002 年に ADI が設定され、ARfD は設定不要と評価されている。国際基準はメタラキシルについて、らっかせい、キャベツ等に設定されている。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国において小豆類、ばれいしょ等に、カナダにおいて小麦、大豆等に、EU においてたまねぎ、にんにく等に、豪州において仁果果実類、パイナップル等に、ニュージーランドにおいてベリー類、ぶどう等に基準値が設定されている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<u>ADI:0.08 mg/kg 体重/day</u> [設定根拠] 90 日間、6 ヶ月間及び 2 年間 亜急性毒性試験 (メタラキシル M) 及び慢性毒性試験 (メタラキシル) の総合評価 (イヌ・経口及び混餌。最小毒性量における毒性所見は強直性痙攣等) 無毒性量 8.0 mg/kg 体重/day 安全係数 100 <u>ARfD:0.5 mg/kg 体重</u> [設定根拠①] 28 日間 亜急性毒性試験 (メタラキシル M) (ラット・経口。最小毒性量における毒性所見は、自発運動低下) 無毒性量 50 mg/kg 体重/day 安全係数 100 [設定根拠②] 一般薬理試験 (メタラキシル) (雄マウス・経口。最小作用量における所見は、自発運動量減少) 最大無作用量 50 mg/kg 体重 安全係数 100
基準値案	別紙 1 のとおり。 残留の規制対象物質：農産物及び魚介類にあってはメタラキシル (メ

	タラキシル M を含む) のみとし、畜産物にあってはメタラキシル (メタラキシル M を含む) 及び加水分解により 2, 6-ジメチルアニリンに変換される代謝物とする。  2, 6-ジメチルアニリン										
暴露評価	①長期暴露評価 TMDI／ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th><th>TMDI／ADI (%)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体 (1 歳以上)</td><td>10.9</td></tr> <tr> <td>幼小児 (1～6 歳)</td><td>23.3</td></tr> <tr> <td>妊婦</td><td>10.2</td></tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td><td>12.0</td></tr> </tbody> </table> TMDI：理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake) ②短期暴露評価 各食品の短期推定摂取量 (ESTI) を算出したところ、国民全体 (1 歳以上) 及び幼小児 (1～6 歳) のそれぞれにおける摂取量は急性参照用量 (ARfD) を超えていない^{注)}。なお、小豆類、やまいも、しゅんぎく、にんにく、にんじん、セロリ、おうとう及びいちごの暴露評価には、基準値の設定に用いた米国の作物残留試験の結果が代謝物を含むことから、最高残留濃度 (HR) 又は中央値 (STMR) に換算係数 0.7 を乗じた値を用いた。 注) 基準値案、作物残留試験における最高残留濃度 (HR) 又は中央値 (STMR) を用い、平成 17～19 年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成 22 年度の厚生労働科学研究の結果に基づき ESTI を算出した。		TMDI／ADI (%)	国民全体 (1 歳以上)	10.9	幼小児 (1～6 歳)	23.3	妊婦	10.2	高齢者 (65 歳以上)	12.0
	TMDI／ADI (%)										
国民全体 (1 歳以上)	10.9										
幼小児 (1～6 歳)	23.3										
妊婦	10.2										
高齢者 (65 歳以上)	12.0										
意見聴取の状況	平成 30 年 5 月 21 日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及び WTO 通報を実施する予定										
答申案	別紙 2 のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.1	0.1	○			<0.01, 0.02
小麦	0.05	0.05		0.05		
大麦	0.05	0.05		0.05		
ライ麦	0.05	0.05		0.05		
とうもろこし	0.05	0.05		0.05		
そば	0.05	0.05		0.05		
その他の穀類	0.05	0.05		0.05		
大豆	0.05	0.05	○	0.05		【米国インゲン(<0.05(#), <0.05(#), 0.06(#)), 米国エンドウ (<0.05(#)~0.08(#)(n=4))】 【米国インゲン、エンドウ参照】
小豆類	0.2	0.2	○			
えんどう	0.2	0.2				【米国インゲン、エンドウ参照】
らっかせい	0.1	0.1		0.1		
その他の豆類	0.2	0.2				
ばれいしょ	0.3	0.3	○	0.05		<0.05(#), 0.06(#) 【米国ばれいしょ(<0.05(#)~ 0.11(#)(n=4)), 米国てんさい (<0.05(#)~0.20(#)(n=7)), 米国に んじん(<0.05(#)~0.22(#)(n=4))】 0.01, 0.06(\$)
やまいも(長いもをいう。)	0.4	0.4			0.5*	
こんにゃくいも	0.3	0.3	○			
てんさい	0.05	0.05		0.05		<0.01, <0.01
さとうきび	0.05	0.05	○			
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.2	0.2	○			0.03, 0.05
だいこん類(ラディッシュを含む。)	2	2	○			0.08, 0.78(\$)(つまみ菜)
かぶ類の根	0.3	0.3	○			<0.1, <0.1
かぶ類の葉	0.3	0.3	○			<0.1, <0.1
西洋わさび	0.2	0.2	○			<0.02(#), 0.03(#)(わさびだいこん)
はくさい	0.3	0.3	○			0.02(#), 0.088(#)
キャベツ	0.5	0.5	○	0.5		
芽キャベツ	0.2	0.2		0.2		
こまつな	1	1	○			0.20, 0.44
きょうな	3	3	○			0.40, 1.02(みずな)
チンゲンサイ	2	2	○			0.16, 0.52(\$)
カリフラワー	0.5	0.5		0.5		
ブロッコリー	0.5	0.5	○	0.5		
その他のあぶらな科野菜	0.7	0.7	○			0.26, 0.25(ひろしまな)
ごぼう	0.05	0.05	○			<0.01, <0.01 【米国結球レタス(<0.05(#)~4.3(#) (n=25)), 非結球レタス(0.71(#)~ 3.8(#)(n=13)、米国セロリ(0.42(#) ~2.1(#)(n=10))】
しゅんぎく	4	4			5.0*	
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	2	2	○	2		【米国結球レタス、非結球レタス、セ ロリ参照】
その他のきく科野菜	4	4			5.0*	
たまねぎ	2	2	○	2		<0.01(#), 0.05(#) 【米国たまねぎ(0.06(#)~ 1.74(#)(n=5))】
ねぎ(リーキを含む。)	0.2	0.2	○			
にんにく	3	0.5	IT		3.0*	米国 <0.01, 0.04(\$)
アスパラガス	0.2	0.05	申・○	0.05		
わけぎ	0.2	0.2	○			<0.1(#), <0.1(#)(らっきょう)
その他のゆり科野菜	0.3	0.3	○			
にんじん	0.4	0.4	○	0.05	0.5*	【米国ばれいしょ、てんさい、にんじ ん参照】 0.40, 0.56(\$)
パセリ	2	2	○			
セロリ	4	4			5.0*	【米国結球レタス、非結球レタス、セ ロリ参照】 <0.05, 0.74(\$)
みつば	2	2	○			
その他のせり科野菜	1	1	○			0.15, 0.34(\$)(せり)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
トマト	2	2	○	0.5		0.2, 0.66 (\$)(ミントマト)
ピーマン	2	2	○	1		0.05(#), 0.31(#), 0.38(#), 0.60(#)
なす	1	1	○			0.2(#), 0.5(#)
その他のなす科野菜	1	1	○	1		<0.1(#), 0.5(#)(甘長とうがらし)
きゅうり(ガーキンを含む。)	1	1	○	0.5		0.20(#), 0.50(#)
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.2	0.2	○	0.2		0.03(#), 0.05(#)
すいか	0.1	0.2	○			0.02, 0.02
メロン類果実	0.7	0.7	○			0.04(#), 0.23(#)(%)
ほうれんそう	2	2	○	2		0.10, 0.35(\$)
オクラ	1	1	○			0.30, 0.31
しょうが	1	1	○			【米国スナップエンドウ(<0.05～0.17(#)(n=8))】
未成熟えんどう	0.2	0.2		0.05	0.2 米国	【米国スナップエンドウ参照】
未成熟いんげん	0.2	0.2			0.2 米国	【米国スナップエンドウ参照】
えだまめ	0.2	0.2	○		0.2 米国	【米国スナップエンドウ参照】
その他の野菜	3	3	○			【米国高麗人参(0.18～2.4 (n=10))】
みかん	0.2	0.2	○			0.02, 0.04
レモン	0.7	0.7				【EULレモン(全果)(0.08～0.41(#)(n=4))】
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.7	0.7				【EULレモン(全果)参照】
グレープフルーツ	0.7	0.7				【EULレモン(全果)参照】
ライム	0.7	0.7				【EULレモン(全果)参照】
その他のかんきつ類果実	0.7	0.7				【EULレモン(全果)参照】
りんご	0.2	0.2				【EURりんご(<0.02, <0.02)】
日本なし	0.2	0.2				
西洋なし	0.2	0.2				
マルメロ	0.2	0.2				
びわ	0.2	0.2				
もも	0.2	0.2				
ネクタリン	0.2	0.2				
あんず(アプリコットを含む。)	0.2	0.2				
すもも(プルーンを含む。)	0.2	0.2				
おうとう(チェリーを含む。)	0.2	0.2				【米国おうとう(<0.05～0.30(n=4))】
いちご	7	7	○		10.0* 米国	【2.2～4.1(#)(n=8)(米国)】
ラズベリー	0.2	0.2		0.2		
ブラックベリー	0.7	0.2			0.7 米国	【米国ブラックベリー(0.34)、米国ボイゼンベリー(0.28)、米国ラズベリー(0.23, 0.25, 0.29, 0.53)】
ブルーベリー	2	2			2.0 米国	【米国ブルーベリー(0.05～1.59(#)(n=7))】
その他のベリー類果実	0.7	0.2			0.7 米国	【米国ブラックベリー、米国ボイゼンベリー、米国ラズベリー参照】
ぶどう	1	1	○	1		
アボカド	0.2	0.2		0.2		
パッションフルーツ		0.2				
ひまわりの種子	0.05	0.05		0.05		
綿実	0.05	0.05		0.05		
アーモンド	0.4	0.4			0.5* 米国	【米国アーモンド(<0.05(#), 0.21(#), 0.25(#)(n=3))】
くるみ	0.4	0.4			0.5* 米国	【米国クルミ(<0.05(#), <0.05(#), 0.08(#)(n=3))】
カカオ豆	0.2	0.2		0.2		※1
ホップ	10	10	○	10		

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
その他のスパイス	5	5	○	5		
その他のハーブ	2	2	○			
牛の筋肉	0.05	0.02				推:<0.05 (牛の筋肉参照)
豚の筋肉	0.05	0.02				(牛の筋肉参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.05	0.02				(牛の筋肉参照)
牛の脂肪	0.05	0.02				推:<0.05 (牛の脂肪参照)
豚の脂肪	0.05	0.02				(牛の脂肪参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05	0.02				(牛の脂肪参照)
牛の肝臓	0.3	0.1				推:0.22 (牛の肝臓参照)
豚の肝臓	0.3	0.1				(牛の肝臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.3	0.1				(牛の肝臓参照)
牛の腎臓	0.7	0.3				推:0.67 (牛の腎臓参照)
豚の腎臓	0.7	0.3				(牛の腎臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.7	0.3				(牛の腎臓参照)
牛の食用部分	0.7	0.02				(牛の腎臓参照)
豚の食用部分	0.7	0.02				(牛の腎臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.7	0.02				(牛の腎臓参照)
乳	0.01					推:<0.01
鶏の筋肉	0.05	0.01				推:<0.05 (鶏の筋肉参照)
その他の家さんの筋肉	0.05	0.01				(鶏の筋肉参照)
鶏の脂肪	0.05	0.01				推:<0.05 (鶏の脂肪参照)
その他の家さんの脂肪	0.05	0.01				(鶏の脂肪参照)
鶏の肝臓	0.1	0.06				推:<0.1 (鶏の肝臓参照)
その他の家さんの肝臓	0.1	0.06				(鶏の肝臓参照)
鶏の腎臓	0.1	0.2				(鶏の肝臓参照)
その他の家さんの腎臓	0.1	0.2				(鶏の肝臓参照)
鶏の食用部分	0.1	0.01				(鶏の肝臓参照)
その他の家さんの食用部分	0.1	0.01				(鶏の肝臓参照)
鶏の卵	0.05	0.01				推:<0.05 (鶏の卵参照)
その他の家さんの卵	0.05	0.01				(鶏の卵参照)
魚介類	0.1	0.1				推:0.098
とうがらし(乾燥させたもの)		10		10		※2
乾燥させたその他のスパイス(種子に限る。)		5		5		※3

申請(国内における登録、承認等の申請、インポート・トランス申請)以外の理由により本基準(暫定基準以外の基準)を見直す基準値案については、太枠線で囲んで示した。

「登録有無」の欄に「○」の記載があるものは、国内で農薬等としての使用が認められていることを示している。

「登録有無」の欄に「申」の記載があるものは、国内で農薬の登録申請等の基準値設定依頼がなされたものであることを示している。

「登録有無」の欄に「IT」の記載があるものは、インポート・トランス申請に基づく基準値設定依頼がなされたものであることを示している。

(#)これらの作物残留試験は、登録又は申請の適用の範囲内で試験が行われていない。

(\$)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。

「作物残留試験」欄に「推」の記載のあるものは、推定残留濃度であることを示している。

畜産物の基準値案及び推定残留濃度はメタラキシル及び加水分解により2,6-ジメチルアニリンに変換される代謝物をメタラキシルに換算したものの和としての濃度で示している。

* 植物体内運命試験成績から親化合物と2,6-ジメチルアニリンに変換される代謝物の合計に対する親化合物の推定最大割合の1/1.5≒0.7を換算係数とし、一律基準を超える農産物について下2桁目を切り上げて基準値を設定した。

「外国基準値」欄に「*印」の記載のあるものは、基準値を設定する際に、米国のメタラキシルの基準を参照した箇所、代謝物が含まれている。

※1) カカオ豆の基準値については、外皮を含まないものに適用する。

※2) 加工食品であるとうがらし(乾燥させたもの)について、国際基準が設定されているが、加工係数を用いて原材料中の濃度に換算した値が当該原材料の基準値を超えないことから、基準値を設定しないこととする。基準値が設定されていない加工食品については、原材料の基準値に基づき、加工係数を考慮して適否を判断することとしている。なお、JMPRはとうがらし(乾燥させたもの)の加工係数を10としている。

※3) 乾燥させたその他のスパイス(種子に限る)は、その他のスパイスの基準値に統合した。

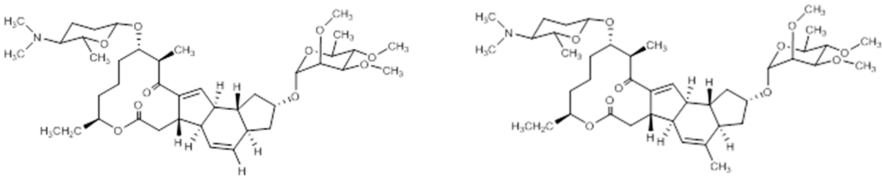
メタラキシル及びメフェノキサム

食品名	残留基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.1	今回基準値を設定するメタラキシル及びメフェノキサムとは、農産物及び魚介類にあつてはメタラキシル
小麦 大麦 ライ麦 とうもろこし そば その他の穀類 ^{注1)}	0.05 0.05 0.05 0.05 0.05 0.05	(メタラキシルMを含む)をいい、畜産物においてはメタラキシル(メタラキシルMを含む)及び加水分解により2,6-ジメチルアニリンに変換される代謝物をメタラキシルに換算したものの和をいう。なお、メフェノキサムは、メタラキシルMの別名である。
大豆 小豆類 ^{注2)} えんどう らっかせい その他の豆類 ^{注3)}	0.05 0.2 0.2 0.1 0.2	注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。 注2)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。
ばれいしょ やまいも(長いもをいう。) こんにゃくいも	0.3 0.4 0.3	注3)「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
てんさい さとうきび	0.05 0.05	
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根 だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉 かぶ類の根 かぶ類の葉 西洋わさび はくさい キャベツ 芽キャベツ こまつな きょうな チンゲンサイ カリフラワー ブロッコリー その他のあぶらな科野菜 ^{注4)}	0.2 2 0.3 0.3 0.2 0.3 0.5 0.2 1 3 2 0.5 0.5 0.7	注4)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
ごぼう しゅんぎく レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。) その他のきく科野菜 ^{注5)}	0.05 4 2 4	注5)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。
たまねぎ ねぎ(リーキを含む。) にんにく アスパラガス わけぎ その他のゆり科野菜 ^{注6)}	2 0.2 3 0.2 0.2 0.3	注6)「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
にんじん パセリ セロリ みつば その他のせり科野菜 ^{注7)}	0.4 2 4 2 1	注7)「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

食品名	残留基準値 ppm	
トマト	2	注8)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
ピーマン	2	
なす	1	
その他のなす科野菜 ^{注8)}	1	
きゅうり(ガーキンを含む。)	1	注9)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.2	
すいか	0.1	
メロン類果実	0.7	
ほうれんそう	2	
オクラ	1	
しょうが	1	
未成熟えんどう	0.2	
未成熟いんげん	0.2	
えだまめ	0.2	
その他の野菜 ^{注9)}	3	注10)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
みかん	0.2	
レモン	0.7	
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.7	
グレープフルーツ	0.7	
ライム	0.7	
その他のかんきつ類果実 ^{注10)}	0.7	
りんご	0.2	注11)「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
日本なし	0.2	
西洋なし	0.2	
マルメロ	0.2	
びわ	0.2	
もも	0.2	
ネクタリン	0.2	
あんず(アプリコットを含む。)	0.2	
すもも(プルーンを含む。)	0.2	
おうとう(チェリーを含む。)	0.2	
いちご	7	注12)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
ラズベリー	0.2	
ブラックベリー	0.7	
ブルーベリー	2	
その他のベリー類果実 ^{注11)}	0.7	
ぶどう	1	注13)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
アボカド	0.2	
ひまわりの種子	0.05	
綿実	0.05	
アーモンド	0.4	
くるみ	0.4	
カカオ豆	0.2	
ホップ	10	
その他のスパイス ^{注12)}	5	
その他のハーブ ^{注13)}	2	
牛の筋肉	0.05	

食品名	残留基準値 ppm	
豚の筋肉	0.05	
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注14)} の筋肉	0.05	注14)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
牛の脂肪	0.05	
豚の脂肪	0.05	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05	
牛の肝臓	0.3	
豚の肝臓	0.3	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.3	
牛の腎臓	0.7	
豚の腎臓	0.7	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.7	
牛の食用部分 ^{注15)}	0.7	注15)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
豚の食用部分	0.7	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.7	
乳	0.01	
鶏の筋肉	0.05	注16)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
その他の家きん ^{注16)} の筋肉	0.05	
鶏の脂肪	0.05	
その他の家きんの脂肪	0.05	
鶏の肝臓	0.1	
その他の家きんの肝臓	0.1	
鶏の腎臓	0.1	
その他の家きんの腎臓	0.1	
鶏の食用部分	0.1	
その他の家きんの食用部分	0.1	
鶏の卵	0.05	
その他の家きんの卵	0.05	
魚介類	0.1	

スピノサド (Spinosad)

審議の対象	農薬及び動物用医薬品の食品中の残留基準の設定						
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受け、残留基準を設定する。						
構造式	 スピノシン A スピノシン D (含有比 スピノシン A : スピノシン D ≒ 85 : 15) スピノサドは、スピノシン A 及びスピノシン D の混合物である。						
用途	農薬及び動物用医薬品／殺虫剤、外部寄生虫駆除剤						
作用機構	マクロライド系殺虫剤であり、農薬及び動物用医薬品として使用されている。作用機構は明らかではないが、昆虫の神経伝達系に關与し、ニコチン性アセチルコリン受容体や GABA 受容体の機能に作用して、不随意筋の収縮を引き起こし死に至らしめると考えられている。						
適用作物／適用病害虫等	稲（育苗箱）／イネドロオイムシ 等						
我が国の登録・承認状況	農薬：米、だいこん等を対象作物に登録されている。 動物用医薬品：鶏を対象動物として承認されている。						
諸外国の状況	JMPR における毒性評価が行われ、2001 年に ADI が設定され、ARfD は設定不要と評価されている。国際基準はアーモンド、ぶどう等に設定されている。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてブルーベリー、バナナ等に、カナダにおいてレモン、りんご等に、EU においてレタス、オレンジ等に、豪州においてセロリ、ベリー類等に、ニュージーランドにおいてぶどう、キウイフルーツ等に基準値が設定されている。						
食品安全委員会における 食品健康影響評価結果	ADI: 0.024 mg/kg 体重/day 〔設定根拠〕 2 年間 慢性毒性/発がん性併合試験（雄ラット・混餌。 （発がん性は認められなかった。）最小毒性量における 毒性所見は甲状腺ろ胞上皮細胞の空胞化） 無毒性量 2.4 mg/kg 体重/day 安全係数 100 ARfD: 設定の必要なし スピノサドの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、ラット及びマウスを用いた一般薬理試験で得られた 500 mg/kg 体重であり、カットオフ値（500 mg/kg 体重）以上であったことから、急性参照用量（ARfD）は設定する必要がないと判断した。						
基準値案	別紙 1 のとおり。 残留の規制対象物質：スピノシン A 及びスピノシン D とする。						
暴露評価	長期暴露評価 EDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>EDI/ADI (%)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体（1 歳以上）</td><td>26.4</td></tr> <tr> <td>幼小児（1～6 歳）</td><td>50.2</td></tr> </tbody> </table>		EDI/ADI (%)	国民全体（1 歳以上）	26.4	幼小児（1～6 歳）	50.2
	EDI/ADI (%)						
国民全体（1 歳以上）	26.4						
幼小児（1～6 歳）	50.2						

		妊婦	24.8
		高齢者（65 歳以上）	26.7
		EDI：推定一日摂取量（Estimated Daily Intake）	
意見聴取の状況	平成 30 年 5 月 21 日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及び WTO 通報を実施する予定		
答申案	別紙 2 のとおり。		

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米)	0.1	0.1	○	1		※1
小麦	2	2		1	1.5 米国	【0.431～0.805(n=5)(米国)】
大麦	2	2		1	1.5 米国	【0.685,0.858,0.910(米国)】
ライ麦	1	1		1		
とうもろこし	2	2		1	1.5 米国	【0.448～0.901(n=5)(米国)】
そば	1	1		1		
その他の穀類	1	1		1		
大豆	0.02	0.02		0.01	0.02 米国	【<0.005～0.02(n=7)(米国)】
小豆類	0.02	0.02			0.02 米国	【米国えんどう参照】
えんどう	0.02	0.02			0.02 米国	【<0.01,<0.01(米国)】
そら豆	0.02	0.02			0.02 米国	【米国えんどう参照】
らっかせい	0.02	0.02			0.02 米国	【<0.0010(n=5)(米国)】
その他の豆類	0.02	0.02			0.02 米国	【米国えんどう参照】
ばれいしょ	0.02	0.02		0.01		【<0.005(n=14)(米国)】
さといも類(やつがしらを含む)	0.02	0.02			0.02 米国	【米国ばれいしょ参照】
かんしょ	0.02	0.02			0.02 米国	【米国ばれいしょ参照】
やまいも(長いもをいう)	0.02	0.02			0.02 米国	【米国ばれいしょ参照】
その他のいも類	0.02	0.02			0.02 米国	【米国ばれいしょ参照】
てんさい	0.06	0.06				【0.015～0.06(#)(n=5)(米国)】
だいこん類(ラディッシュを含む)の根	0.1	0.2	○			【<0.010～0.036(n=6)(米国)】
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉	10	10	○	10		
かぶ類の根	0.1	0.1	○			0.02,<0.02
かぶ類の葉	10	10	○	10		
西洋ワサビ	0.1	0.1			0.1 米国	【米国ばれいしょ、ラディッシュ、 てんさい参照】
クレソン	10	10	○	10		
はくさい	10	2	○	10		
キャベツ	2	2	○	2		
芽キャベツ	2	2	○	2		
ケール	10	10	○	10		
こまつな	10	10	○	10		
きょうな	10	10	○	10		
チンゲンサイ	10	2	○	10		
カリフラワー	2	2	○	2		
ブロッコリー	2	2	○	2		
その他のあぶらな科野菜	10	2	○	10		
ごぼう	0.1	0.1			0.1 米国	【米国ばれいしょ、ラディッシュ、てんさい参 照】
サルシフィー	0.1	0.1			0.1 米国	【米国ばれいしょ、ラディッシュ、てんさい参 照】
アーティチョーク	0.3	0.3				【0.099,0.133,0.140(#)(米国)】
チコリ	10	10		10		
エンダイブ	10	10		10		
しゅんぎく	10	10		10		
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む)	10	10	○	10		
その他のさく科野菜	10	10	○	10		
たまねぎ	0.1	0.1		0.1		
ねぎ(リーキを含む)	4	4	○	4		
にんにく	0.1		申			<0.02,<0.02
にら	5	5	○			0.76,1.78(\$)
アスパラガス	0.5	0.5	○			0.16,0.17
わけぎ	1	1	○			<0.10,0.34(\$)
その他のゆり科野菜	4	0.3	○	4		

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
にんじん	0.2	0.2	○			<0.02,0.05
パースニップ	0.1	0.1				【米国ばれいしょ、ラディッシュ、 てんさい参照】
パセリ	8	8	○		8 米国	【米国レタス(<0.005~2.72(n=6))、リー フレタス(1.69~5.38(n=6))、ほうれんそ う(1.43~6(n=3))、セロリ(0.11~ 1.84(n=12))】
セロリ	8	8	○	2	8 米国	【米国パセリ参照】
みつば	5	5	○			1.21,2.26
その他のせり科野菜	5	5	○			0.8,2.6(せり)
トマト	1	1	○	0.3		0.05,0.33(\$)(ミニトマト)
ピーマン	2	2	○	0.3		0.17, 0.72(\$)
なす	2	2	○	0.3		0.10,0.59(\$)
その他のなす科野菜	10	10	○	10		
きゅうり(ガーキンを含む)	0.5	0.5	○	0.2		0.09(#),0.11(#)
かぼちゃ(スカッシュを含む)	0.3	0.3		0.2	0.3 米国	【米国きゅうり(0.009~0.07(n=6))、マス クメロン(0.03~0.19(n=6))、サマース カッシュ(<0.005~0.04(n=3))】
しろり	0.3	0.3		0.2	0.3 米国	【米国きゅうり、マスクメロン、サマース カッシュ参照】
すいか	0.1	0.3	○			<0.02(#),<0.02(#)
メロン類果実	0.1	0.3	○			<0.02(#),<0.02(#)
まくわうり	0.02	0.3				【米国マスクメロン(外皮なし) (<0.005,<0.005,<0.005)】
その他のうり科野菜	10	10	○	10		
ほうれんそう	10	10	○	10		
しょうが	0.02	0.02			0.02 米国	【米国ばれいしょ参照】
未成熟えんどう	0.7	0.3	申	0.3		0.04,0.05,0.33(\$)(さやえんどう)
未成熟いんげん	0.3	0.3		0.3		
えだまめ	0.3	0.3		0.3		
その他の野菜	10	10	○	10		
みかん	0.1	0.1	○			<0.02, <0.02
なつみかんの果実全体	0.3	0.3	○	0.3		
レモン	0.3	0.3	○	0.3		
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	0.3	0.3	○	0.3		
グレープフルーツ	0.3	0.3	○	0.3		
ライム	0.3	0.3	○	0.3		
その他のかんきつ類果実	0.3	0.3	○	0.3		
りんご	0.5	0.5	○	0.1	0.5 豪州	0.04,0.17
日本なし	0.5	0.5			0.5 豪州	【豪州りんご(0.09(#),0.14(#))、なし (0.07(#),0.20(#))】
西洋なし	0.5	0.5			0.5 豪州	【豪州りんご、なし参照】
マルメロ	0.5	0.5			0.5 豪州	【豪州りんご、なし参照】
もも	0.2	0.2	○			0.03,0.03
ネクタリン	0.5	0.5	○	0.2		0.03,0.13(\$)
あんず(アブリコットを含む)	0.2	0.2		0.2		
すもも(プルーンを含む)	0.2	0.2	○	0.2		
うめ	0.2	0.2		0.2		
おうとう(チェリーを含む)	0.2	0.2		0.2		
いちご	1	1	○			0.34(#),0.46(#)
ラズベリー	1	1	○	1		
ブラックベリー	1	1		1		
ブルーベリー	0.4	0.4		0.4		
クランベリー	0.02			0.02		
ハuckleベリー	0.3	0.3				【米国ブルーベリー(0.0405~ 0.175)(#)(n=8)】
その他のベリー類果実	1	1		1		
ぶどう	0.5	0.5		0.5		
バナナ	0.3	0.3			0.25 米国	【0.0262~0.187(n=5)(米国)】
パパイヤ	0.3	0.3				(マンゴー参照)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
アボカド	0.3	0.3	○	0.7	0.02 米国	(マンゴー参照)
パイナップル	0.02	0.02				【<0.02(n=6)(メキシコ)】
グアバ	0.3	0.3				(マンゴー参照)
マンゴー	0.3	0.3				0.06,0.06
パッションフルーツ	0.7	0.7				【米国プラム(0.005~0.010)(n=4)】
なつめやし	0.1	0.1			0.1 米国	
その他の果実	0.3	0.3	○			0.07,0.09(いちじく)
綿実	0.02	0.02		0.01	0.02 米国	【<0.004(n=19)(米国)】
ぎんなん	0.07			0.07		【米国ペカン、アーモンド(<0.040~0.061)(n=5)参照】 【<0.0010~0.0067(n=4)(米国)】
くり	0.1	0.1		0.07	0.1 米国	
ペカン	0.1	0.1		0.07	0.1 米国	
アーモンド	0.07	0.07		0.07		
くるみ	0.1	0.1		0.07	0.1 米国	
その他のナッツ類	0.07	0.07		0.07		【米国ペカン、アーモンド参照】
茶	2	2	○			0.15,0.68(\$)(荒茶)
その他のスパイス	2	10	○	0.3		0.48,0.88(みかん果皮)
その他のハーブ	10	10	○	10		
牛の筋肉	2	2		2		推:0.34(農薬由来)
豚の筋肉	2	2		2		(牛の筋肉参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	2	2		2		(牛の筋肉参照)
牛の脂肪	10	10				推:6.8(農薬由来)
豚の脂肪	10	10		2		(牛の脂肪参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	10	10		2		(牛の脂肪参照)
牛の肝臓	5	5		2		推:1.7(農薬由来)
豚の肝臓	5	5		0.5		(牛の肝臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	5	5		0.5		(牛の肝臓参照)
牛の腎臓	2	2		1		推:0.81(農薬由来)
豚の腎臓	2	2		0.5		(牛の腎臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	2	2		0.5		(牛の腎臓参照)
牛の食用部分	5	5				(牛の肝臓参照)
豚の食用部分	5	5		0.5		(牛の肝臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	5	5		0.5		(牛の肝臓参照)
乳	2	2		1		推:0.65(農薬由来)
鶏の筋肉	0.1	0.1				0.03±0.04(動薬由来)/ 推:0.037(農薬由来)
その他の家きんの筋肉	0.1	0.1		0.2		(鶏の筋肉参照)
鶏の脂肪	8	8		0.2		8(統計学的解析)(散布後2日目)(動薬由来)/ 2.8±3.3(鶏の皮膚)(動薬由来)
その他の家きんの脂肪	1	1		0.2		推:0.90(鶏の脂肪)(農薬由来)
鶏の肝臓	1	1				0.53±0.69(n=4)(散布後2日目)(動薬由来)
その他の家きんの肝臓	0.1	0.1				推:0.067(鶏の肝臓)(農薬由来)
鶏の腎臓	0.7	0.7				0.18±0.21(n=4)(散布後4日目)(動薬由来)
その他の家きんの腎臓	0.1	0.1				(その他の家きんの肝臓参照)
鶏の食用部分	1	1				(鶏の肝臓参照)
その他の家きんの食用部分	0.1	0.1				(その他の家きんの肝臓参照)
鶏の卵	0.5	0.5		0.01		0.17±0.21(n=4)(散布後7日目)(動薬由来)
その他の家きんの卵	0.1	0.1		0.01		推:0.089(鶏の卵)(農薬由来)
小麦ふすま		2		2		※2
干しぶどう	1	1		1		

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
綿実油(注1に限る。)		0.01		0.01	⋮	
綿実油(注1を除く。)		0.01		0.01	⋮	
綿実油	0.01					

申請(国内における登録、承認等の申請、インポート・トランス申請)以外の理由により本基準(暫定基準以外の基準)を見直す基準値案については、太枠線で囲んで示した。

「登録有無」の欄に「○」の記載があるものは、国内で農薬等としての使用が認められていることを示している。

「登録有無」の欄に「申」の記載があるものは、農薬の登録申請等の基準値設定依頼がなされたものであることを示している。

(#)これらの作物残留試験は、登録又は申請の適用の範囲内で試験が行われていない。

(\$)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。

「作物残留試験」欄に「推」の記載のあるものは、推定残留濃度であることを示している。

※1 Codex基準における米の基準値については、粳米に対する基準値であり、我が国における玄米に相当する食品への基準は設定されていない。ただし、2004年のJMPRIによる評価において、玄米への加工係数が0.11と設定されているため、本剤については、粳米のCodex基準である1 ppmに加工係数0.11を乗じ、玄米の基準値として0.1 ppmを設定することとした。

※2 加工食品である小麦ふすまについては、国際基準が設定されているものの、加工係数を用いて原材料中の濃度に換算した値が当該原材料中の基準値案を超えないことから、基準値を設定しないこととする(加工係数: JMPRIにおいて、2(小麦ふすま)と評価されている。)

注1) 食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製綿実油、綿実サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油。

スピノサド

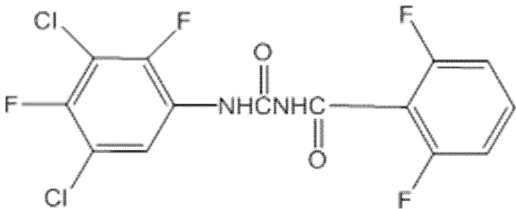
食品名	残留基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.1	今回基準値を設定するスピノサドとは、スピノシンA及びスピノシンDの和をいう。
小麦	2	
大麦	2	
ライ麦	1	
とうもろこし	2	
そば	1	注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
その他の穀類 ^{注1)}	1	
大豆	0.02	
小豆類 ^{注2)}	0.02	
えんどう	0.02	
そら豆	0.02	注2)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイ豆、ライマ豆及びレンズを含む。
らっかせい	0.02	
その他の豆類 ^{注3)}	0.02	
ばれいしょ	0.02	
さといも類(やつがしらを含む。)	0.02	
かんしょ	0.02	注3)「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
やまいも(長いもをいう。)	0.02	
その他のいも類 ^{注4)}	0.02	
てんさい	0.06	
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.1	注4)「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにゃくいも以外のものをいう。
だいこん類(ラディッシュを含む。)	10	
かぶ類の根	0.1	
かぶ類の葉	10	
西洋わさび	0.1	
クレソン	10	注5)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
はくさい	10	
キャベツ	2	
芽キャベツ	2	
ケール	10	
こまつな	10	
きょうな	10	
チンゲンサイ	10	
カリフラワー	2	
ブロッコリー	2	
その他のあぶらな科野菜 ^{注5)}	10	
ごぼう	0.1	注6)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。
サルシフィー	0.1	
アーティチョーク	0.3	
チコリ	10	
エンダイブ	10	
しゅんぎく	10	
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	10	
その他のきく科野菜 ^{注6)}	10	
たまねぎ	0.1	
ねぎ(リーキを含む。)	4	
にんにく	0.1	
にら	5	

食品名	残留基準値	
	ppm	
アスパラガス	0.5	注7)「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
わけぎ	1	
その他のゆり科野菜 ^{注7)}	4	
にんじん	0.2	注8)「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
パースニップ	0.1	
パセリ	8	
セロリ	8	
みつば	5	
その他のせり科野菜 ^{注8)}	5	
トマト	1	注9)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
ピーマン	2	
なす	2	
その他のなす科野菜 ^{注9)}	10	注10)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.5	
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.3	
しろうり	0.3	
すいか	0.1	
メロン類果実	0.1	
まくわうり	0.02	
その他のうり科野菜 ^{注10)}	10	
ほうれんそう	10	注11)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
しょうが	0.02	
未成熟えんどう	0.7	
未成熟いんげん	0.3	
えだまめ	0.3	
その他の野菜 ^{注11)}	10	注12)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
みかん	0.1	
なつみかんの果実全体	0.3	
レモン	0.3	
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.3	
グレープフルーツ	0.3	
ライム	0.3	
その他のかんきつ類果実 ^{注12)}	0.3	
りんご	0.5	注13)「その他の果実」とは、果実のうち、りんご、梨、桃、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
日本なし	0.5	
西洋なし	0.5	
マルメロ	0.5	
もも	0.2	注14)「その他の果実」とは、果実のうち、もも、nectarine、あんず、すもも、うめ、おうとう、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハuckleベリー以外のものをいう。
ネクタリン	0.5	
あんず(アブリコットを含む。)	0.2	
すもも(ブルーンを含む。)	0.2	
うめ	0.2	
おうとう(チェリーを含む。)	0.2	
いちご	1	注15)「その他の果実」とは、果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハuckleベリー以外のものをいう。
ラズベリー	1	
ブラックベリー	1	
ブルーベリー	0.4	
クランベリー	0.02	
ハuckleベリー	0.3	

食品名	残留基準値 ppm	
その他のベリー類果実 ^{注13)}	1	注13)「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
ぶどう	0.5	
バナナ	0.3	
パパイア	0.3	
アボカド	0.3	
パイナップル	0.02	
グアバ	0.3	
マンゴー	0.3	
パッションフルーツ	0.7	
なつめやし	0.1	
その他の果実 ^{注14)}	0.3	注14)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイア、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
綿実	0.02	
ぎんなん	0.07	
くり	0.1	
ペカン	0.1	
アーモンド	0.07	
くるみ	0.1	
その他のナッツ類 ^{注15)}	0.07	注15)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
茶	2	
その他のスパイス ^{注16)}	2	注16)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
その他のハーブ ^{注17)}	10	
牛の筋肉	2	
豚の筋肉	2	注17)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注18)} の筋肉	2	
牛の脂肪	10	
豚の脂肪	10	注18)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	10	
牛の肝臓	5	
豚の肝臓	5	注19)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	5	
牛の腎臓	2	
豚の腎臓	2	注20)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	2	
牛の食用部分 ^{注19)}	5	
豚の食用部分	5	注20)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	5	
乳	2	
鶏の筋肉	0.1	注20)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
その他の家きん ^{注20)} の筋肉	0.1	
鶏の脂肪	8	
その他の家きんの脂肪	1	注20)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
鶏の肝臓	1	
その他の家きんの肝臓	0.1	
鶏の腎臓	0.7	注20)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
その他の家きんの腎臓	0.1	
鶏の食用部分	1	

食品名	残留基準値 ppm
その他の家さんの食用部分	0.1
鶏の卵	0.5
その他の家さんの卵	0.1
干しぶどう	1
綿実油	0.01

テフルベンズロン (Teflubenzuron)

審議の対象	農薬及び動物用医薬品の食品中の残留基準の設定								
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受け、残留基準を設定する。								
構造式									
用途	農薬及び動物用医薬品／殺虫剤								
作用機構	ベンゾイルウレア系の殺虫剤である。昆虫のキチンの生合成を阻害し、主に幼虫が脱皮不能になることによって殺虫効果を発揮すると考えられている。								
適用作物／適用病害虫等	みかん／アゲハ類 等								
我が国の登録・承認状況	農薬：大豆、かんしょ等を対象作物に登録されている。 動物用医薬品：承認されていない。								
諸外国の状況	JMPR における毒性評価が行われ、1994 年に ADI が設定され、2016 年に ARfD は設定不要と評価されている。国際基準はりんご、ぶどう等に設定されている。JECFA においてもリスク評価が行われ、2015 年に ADI が設定され、ARfD は設定不要と評価されている。国際基準はサケの筋肉及び皮膚に設定されている。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてりんご、マンゴー等に、EU においてばれいしょ、トマト等に、カナダにおいてブロッコリー、パイナップル等に基準値が設定されている。								
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	ADI: 0.021 mg/kg 体重/day 〔設定根拠〕 78 週間 発がん性試験（雄マウス・混餌。最小毒性量における毒性所見は肝臓組織病変等） 無毒性量 2.1 mg/kg 体重/day 安全係数 100 マウスを用いた発がん性試験において、雄で肝細胞腺腫の発生頻度増加が認められたが、メカニズム試験の結果から、腫瘍の発生機序は遺伝毒性によるものとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。 ARfD: 設定の必要なし テフルベンズロンの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響は認められなかったため、急性参照用量（ARfD）は設定する必要がないと判断した。								
基準値案	別紙 1 のとおり。 残留の規制対象物質：テフルベンズロンとする。								
暴露評価	長期暴露評価 TMDI／ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>TMDI／ADI (%)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体（1 歳以上）</td><td>38.1</td></tr> <tr> <td>幼小児（1～6 歳）</td><td>55.1</td></tr> <tr> <td>妊婦</td><td>29.8</td></tr> </tbody> </table>		TMDI／ADI (%)	国民全体（1 歳以上）	38.1	幼小児（1～6 歳）	55.1	妊婦	29.8
	TMDI／ADI (%)								
国民全体（1 歳以上）	38.1								
幼小児（1～6 歳）	55.1								
妊婦	29.8								

	<table border="1"> <tr> <td>高齢者（65 歳以上）</td><td>48.7</td></tr> </table>	高齢者（65 歳以上）	48.7
高齢者（65 歳以上）	48.7		
	TMDI：理論最大一日摂取量（Theoretical Maximum Daily Intake）		
意見聴取の状況	平成 30 年 4 月 11 日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及び WTO 通報を実施する予定		
答申案	別紙 2 のとおり。		

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米)		0.05				
小麦		0.05				
大麦		0.05				
ライ麦		0.05				
とうもろこし	0.01	0.1		0.01		
そば		0.05				
その他の穀類		0.05				
大豆	0.05	0.1	○	0.05		<0.01,0.01
ばれいしょ		0.1				
かんしょ	0.05	0.1	○			<0.01,<0.01
てんさい	0.3	0.5	○			0.02,0.08(\$)
さとうきび	0.01			0.01		
だいこん類(ラディッシュを含む)の根	0.05	0.1	○			<0.01,<0.01
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉	1	1	○			0.31,0.36
はくさい	0.3	0.5	○			0.03,0.09
キャベツ	0.3	0.5	○			0.06,0.10
芽キャベツ		0.5				
チンゲンサイ	0.5	1	○			0.02,0.15(\$)
カリフラワー	0.01	0.05		0.01		
ブロッコリー	0.5	1	○			0.08,0.13
その他のアブラナ科野菜	1	1	○			0.41,0.49(茎ブロッコリー)
ごぼう	0.1	0.1	○			<0.02,<0.02
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む)	1	1	○			0.31,0.40(レタス)
その他のきく科野菜	10	5	○・申			3.22,5.68(きくの葉)
ねぎ(リーキを含む)	1	1	○			0.30,0.40(葉ねぎ)
アスパラガス	0.3	1	○			0.08,0.1
トマト	2	0.5	○	1.5		
ピーマン		0.5				
なす	0.5	0.5	○			0.07,0.13(\$)
その他のなす科野菜	0.2	0.2			0.2 韓国	【<0.05,0.12(とうがらし)(韓国)】
きゅうり(ガーキンを含む)	2	0.2		1.5		
かぼちゃ(スカッシュを含む)		0.2				
メロン類	0.3	0.2		0.3		
その他のうり科野菜	0.2	0.2	○			0.02,0.04(とうがん)
ほうれんそう	5	5	○			0.94,1.58(\$)
しょうが	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01
未成熟えんどう	3	3	○			0.93,1.45
えだまめ	1	1	○	0.2		0.22,0.32(\$)
マッシュルーム		0.2				
みかん	0.05	0.1	○	0.05		<0.01,0.01
なつみかんの果実全体	1	1	○	0.5		0.32,0.45
レモン	0.5	1		0.5		
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	0.5	1		0.5		
グレープフルーツ	0.5	1		0.5		
ライム	0.5	1		0.5		
その他のかんきつ類果実	0.5	1		0.5		
りんご	0.5	1	○	0.5		0.13,0.16
日本なし	0.5	1	○			0.12,0.16(日本なし)
西洋なし	0.5	1	○			(日本なし参照)
マルメロ		1				
もも	0.2	0.3	○			<0.03,<0.03

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
ネクタリン	0.5	1	○			0.11,0.20
あんず(アブリコットを含む)		0.3				
すもも(プルーンを含む)		0.3				
うめ		0.3				
おうとう(チェリーを含む)		0.3				
いちご	1	1	○			0.11,0.33(\$)
ぶどう	0.7	1		0.7		
かき	0.5	0.5	○			0.16,0.19
パパイヤ	0.4			0.4		
ひまわりの種子	0.3			0.3		
茶	20	20	○			12.5,12.7(荒茶)
コーヒード	0.5	0.5		0.3	0.5 ブラジル	【<0.1,<0.1(#)(ブラジル)】
その他のスパイス	5	5	○			1.16,1.79(\$)(みかん果皮)
牛の筋肉	0.01			0.01		
豚の筋肉	0.01			0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01			0.01		
牛の脂肪	0.01			0.01		
豚の脂肪	0.01			0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01			0.01		
牛の肝臓	0.01			0.01		
豚の肝臓	0.01			0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01			0.01		
牛の腎臓	0.01			0.01		
豚の腎臓	0.01			0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01			0.01		
牛の食用部分	0.01			0.01		
豚の食用部分	0.01			0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01			0.01		
乳	0.01			0.01		
鶏の筋肉	0.01			0.01		
その他の家きんの筋肉	0.01			0.01		
鶏の脂肪	0.01			0.01		
その他の家きんの脂肪	0.01			0.01		
鶏の肝臓	0.01			0.01		
その他の家きんの肝臓	0.01			0.01		
鶏の腎臓	0.01			0.01		
その他の家きんの腎臓	0.01			0.01		
鶏の食用部分	0.01			0.01		
その他の家きんの食用部分	0.01			0.01		
鶏の卵	0.01			0.01		
その他の家きんの卵	0.01			0.01		
魚介類(さけ目魚類に限る。)	0.4			0.4		

太枠:国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

(\$):ばらつきの理由を考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

テフルベンズロン

食品名	残留基準値 ppm
とうもろこし	0.01
大豆	0.05
かんしょ	0.05
てんさい	0.3
さとうきび	0.01
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.05
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	1
はくさい	0.3
キャベツ	0.3
チンゲンサイ	0.5
カリフラワー	0.01
ブロッコリー	0.5
その他のあぶらな科野菜 ^{注1)}	1
ごぼう	0.1
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	1
その他のきく科野菜 ^{注2)}	10
ねぎ(リーキを含む。)	1
アスパラガス	0.3
トマト	2
なす	0.5
その他のなす科野菜 ^{注3)}	0.2
きゅうり(ガーキンを含む。)	2
メロン類果実	0.3
その他のうり科野菜 ^{注4)}	0.2
ほうれんそう	5
しょうが	0.05
未成熟えんどう	3
えだまめ	1
みかん	0.05
なつみかんの果実全体	1
レモン	0.5
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.5
グレープフルーツ	0.5
ライム	0.5
その他のかんきつ類果実 ^{注5)}	0.5
りんご	0.5
日本なし	0.5
西洋なし	0.5
もも	0.2
ネクタリン	0.5
いちご	1
ぶどう	0.7
かき	0.5
パパイヤ	0.4

注1)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注2)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

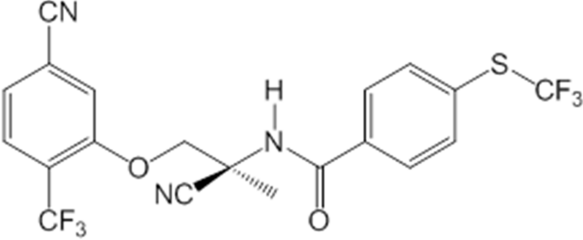
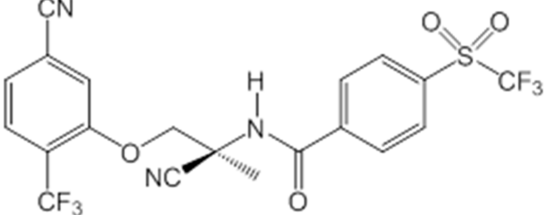
注3)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注4)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろりり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注5)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

食品名	残留基準値 ppm	
ひまわりの種子	0.3	
茶	20	
コーヒー豆	0.5	
その他のスパイス ^{注6)}	5	注6)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
牛の筋肉	0.01	
豚の筋肉	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注7)} の筋肉	0.01	注7)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
牛の脂肪	0.01	
豚の脂肪	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01	
牛の肝臓	0.01	
豚の肝臓	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01	
牛の腎臓	0.01	
豚の腎臓	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01	
牛の食用部分 ^{注8)}	0.01	注8)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
豚の食用部分	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01	
乳	0.01	
鶏の筋肉	0.01	
その他の家きん ^{注9)} の筋肉	0.01	注9)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
鶏の脂肪	0.01	
その他の家きんの脂肪	0.01	
鶏の肝臓	0.01	
その他の家きんの肝臓	0.01	
鶏の腎臓	0.01	
その他の家きんの腎臓	0.01	
鶏の食用部分	0.01	
その他の家きんの食用部分	0.01	
鶏の卵	0.01	
その他の家きんの卵	0.01	
魚介類(さけ目魚類に限る。)	0.4	

モネパンテル (Monepantel)

審議の対象	動物用医薬品の食品中の残留基準の設定										
経緯	インポートトレランス (IT) 制度に基づく基準値設定の要請を受け、残留基準を設定する。										
構造式											
用途	動物用医薬品／寄生虫駆除剤										
作用機構	線虫の神経筋に対して浸透作用を有し、線虫に特異的なニコチン型アセチルコリン受容体と結合することにより虫体を麻痺させることで、駆虫効果を示すと考えられている。										
我が国の承認状況	動物用医薬品：承認されていない。										
諸外国の状況	JECFA における毒性評価が行われ、2011 年に ADI が設定されている。 国際基準は羊に設定されている。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、EU 及びニュージーランドにおいて牛、羊及び山羊に、豪州において牛及び羊に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	ADI: 0.03 mg/kg 体重/day 〔設定根拠〕 52 週間 慢性毒性試験（雄イヌ・混餌。最小毒性量における毒性所見はトロンボプラスチン時間の短縮及び肝臓の病理組織学的所見等） 無毒性量 3 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙 1 のとおり。 残留の規制対象物質：モネパンテルスルホンとする。  モネパンテルスルホン										
暴露評価	TMDI／ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="582 1736 1436 1960"> <thead> <tr> <th></th><th>TMDI／ADI (%)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体（1 歳以上）</td><td>7.7</td></tr> <tr> <td>幼小児（1～6 歳）</td><td>15.0</td></tr> <tr> <td>妊婦</td><td>11.9</td></tr> <tr> <td>高齢者（65 歳以上）</td><td>5.0</td></tr> </tbody> </table> TMDI：理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)		TMDI／ADI (%)	国民全体（1 歳以上）	7.7	幼小児（1～6 歳）	15.0	妊婦	11.9	高齢者（65 歳以上）	5.0
	TMDI／ADI (%)										
国民全体（1 歳以上）	7.7										
幼小児（1～6 歳）	15.0										
妊婦	11.9										
高齢者（65 歳以上）	5.0										
意見聴取の状況	平成 30 年 4 月 11 日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメントを実施する予定 (WTO 通報は対象外)										

答申案	別紙 2 のとおり。
-----	------------

食品名	基準 値案 ppm	基準値 現行 ppm	承認 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 ² 基準 ppm	外国 ¹ 基準値 ppm	
牛の筋肉	0.3		IT		0.3 EU	【0.14±0.06(n=5)(最終投与4日後)(EU)】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.7	0.7		0.5	0.7 EU	【0.22±0.11(n=8)(羊)(最終投与7日後)(EU)】
牛の脂肪	7		IT		7 EU	【3.41±0.55(n=5)(最終投与4日後)(EU)】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	13	7		13		
牛の肝臓	2		IT		2 EU	【1.05±0.09(n=5)(最終投与4日後)(EU)】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	7	5		7		
牛の腎臓	1		IT		1 EU	【0.44±0.05(n=5)(最終投与4日後)(EU)】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	2	2		1.7	2 EU	【0.59±0.20(n=8)(羊)(最終投与7日後)(EU)】
牛の食用部分	2		IT			【牛の肝臓の基準値参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	7	5				【その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓の基準値参照】

太枠:国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

IT:海外で設定されている基準値を参照するよう申請されたもの

¹ 国内及び海外の基準値は、モネパンテルスルホンの濃度として設定している。

² 国際基準は、モネパンテルスルホンの濃度をモネパンテルの濃度に換算した値で設定している。

基準値案はモネパンテルスルホンの濃度として設定しており、基準値を設定している対象物質が国際基準と異なるが、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪及び肝臓について、羊の残留試験結果からJECFAと同様の手法を用いて統計学的解析を行い、最終投与7日後における最大許容濃度の上限を算出したところ、国際基準と同じ基準値を設定した場合においても、モネパンテルを使用方法に基づき適正に使用した場合において、モネパンテルスルホンの残留濃度は当該基準値を超えることがないことを確認した。

モネパンテル

食品名	残留基準値
	ppm
牛の筋肉 その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注1)} の筋肉	0.3 0.7
牛の脂肪 その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	7 13
牛の肝臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	2 7
牛の腎臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	1 2
牛の食用部分 ^{注2)} その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	2 7

今回基準値を設定するモネパンテルとは、モネパンテルスルホンをいう。

注1)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注2)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

食品衛生分科会における審議・報告対象品目の処理状況について(平成30年6月15日時点)

(前回(平成30年3月19日)及び前々回(平成30年1月16日)に開催の食品衛生分科会において、審議又は報告を行った農薬等及び添加物)

No.	分科会	分類	剤名	パブリックコメントの状況		WTO通報の状況		備考
1	1月16日	農薬	ジクロロプロップ	平成30年2月13日～平成30年3月14日	意見あり	平成30年2月12日～平成30年4月13日	実施済	基準値(案)の変更なし
2	"	農薬	フルベンジアミド	平成30年2月13日～平成30年3月14日	意見あり	平成30年2月12日～平成30年4月13日	実施済	基準値(案)の変更なし
3	"	農動薬	デルタメトリン及びトラロメトリン	平成30年2月13日～平成30年3月14日	意見あり	平成30年2月12日～平成30年4月13日	実施済	基準値(案)の変更なし
4	"	動薬	スペクチノマイシン	平成30年1月11日～平成30年2月9日	意見あり	平成30年2月5日～平成30年4月6日	実施済	基準値(案)の変更なし
5	"	動薬	デキサメタゾン	平成30年2月13日～平成30年3月14日	意見なし	平成30年2月12日～平成30年4月13日	実施済	基準値(案)の変更なし
6	"	農薬	シフルメトフェン	平成30年2月13日～平成30年3月14日	意見あり	WTO通報の対象外	-	基準値(案)の変更なし
7	"	農薬	レピメクチン	平成30年2月13日～平成30年3月14日	意見あり	平成30年2月12日～平成30年4月13日	実施済	基準値(案)の変更なし
8	"	農薬	ヒドラメチルノン	平成30年2月13日～平成30年3月14日	意見あり	平成30年2月12日～平成30年4月13日	実施済	基準値(案)の変更なし
9	"	農薬	フェンチン	平成30年2月13日～平成30年3月14日	意見あり	平成30年2月12日～平成30年4月13日	実施済	基準値(案)の変更なし
10	"	農薬	フルカルバゾンナトリウム塩	平成30年2月13日～平成30年3月14日	意見あり	平成30年2月12日～平成30年4月13日	実施済	基準値(案)の変更なし
11	"	農薬	プロパジン	平成30年2月13日～平成30年3月14日	意見あり	平成30年2月12日～平成30年4月13日	実施済	基準値(案)の変更なし
12	"	動薬	オレアンドマイシン	平成30年2月13日～平成30年3月14日	意見なし	平成30年2月12日～平成30年4月13日	実施済	基準値(案)の変更なし

13	3月19日	農薬	トリフルメソピリム	平成30年3月5日～ 平成30年4月3日	意見あり	WTO通報の対象外	-	基準値(案) の変更なし
14	"	-	カカオ豆の分析部位の変更に ついて	平成30年3月5日～ 平成30年4月3日	意見なし	WTO通報の対象外	-	基準値(案) の変更なし
15	"	農薬	アセフェート	平成30年4月18日～ 平成30年5月17日	意見あり	平成30年5月24日～ 平成30年7月23日	実施中	
16	"	農薬	シアゾファミド	平成30年4月18日～ 平成30年5月17日	意見あり	WTO通報の対象外	-	基準値(案) の変更なし
17	"	農薬	ピフルブミド	平成30年4月18日～ 平成30年5月17日	意見あり	WTO通報の対象外	-	基準値(案) の変更なし
18	"	農薬	フルバリネート	平成30年3月5日～ 平成30年4月3日	意見あり		実施予定	
19	"	農薬	メタミドホス	平成30年4月18日～ 平成30年5月17日	意見あり	平成30年5月24日～ 平成30年7月23日	実施中	
20	"	動薬・飼料 添加物	センデュラマイシン	平成30年4月18日～ 平成30年5月17日	意見なし	平成30年5月24日～ 平成30年7月23日	実施中	
21	"	動薬	カナマイシン	平成30年3月5日～ 平成30年4月3日	意見なし	平成30年3月21日～ 平成30年5月20日	実施済	基準値(案) の変更なし
22	"	動薬	ジシクラニル	平成30年4月18日～ 平成30年5月17日	意見なし	平成30年5月24日～ 平成30年7月23日	実施中	
23	"	動薬	メチルブレドニゾロン	平成30年3月5日～ 平成30年4月3日	意見なし	平成30年3月21日～ 平成30年5月20日	実施済	基準値(案) の変更なし
24	"	農薬	フルジオキシニル	平成30年3月5日～ 平成30年4月3日	意見あり	平成30年3月13日～ 平成30年5月12日	実施済	基準値(案) の変更なし
25	"	添加物	フルジオキシニル	平成30年3月5日～ 平成30年4月3日	意見あり	平成30年3月13日	実施済	基準値(案) の変更なし
26	"	農薬	アミスルプロム	平成30年4月18日～ 平成30年5月17日	意見あり	WTO通報の対象外	-	基準値(案) の変更なし
27	"	農薬	ビシクロピロン	平成30年4月18日～ 平成30年5月17日	意見あり	WTO通報の対象外	-	基準値(案) の変更なし
28	"	動薬	オルピフロキサシン	平成30年3月5日～ 平成30年4月3日	意見なし	WTO通報の対象外	-	基準値(案) の変更なし
29	"	対象外物質	ヒドロキシプロピル化リン酸 架橋デンプン	平成30年4月18日～ 平成30年5月17日	意見なし	WTO通報の対象外	-	基準値(案) の変更なし

硫酸アルミニウムアンモニウム（Aluminium ammonium sulfate 等）
及び硫酸アルミニウムカリウム（Aluminium potassium sulfate 等）

審議の対象	食品添加物としての使用基準の改正
経緯	我が国における摂取量調査の結果や国際的な基準値見直しの状況を踏まえ、使用基準の改正を行うもの
化学式	(1)硫酸アルミニウムアンモニウム 分子式： $\text{AlNH}_4(\text{SO}_4)_2 \cdot n\text{H}_2\text{O}$ （ $n=12, 10, 4, 3, 2$ 又は 0 ） (2)硫酸アルミニウムカリウム 分子式： $\text{AlK}(\text{SO}_4)_2 \cdot n\text{H}_2\text{O}$ （ $n=12, 10, 6, 3, 2$ 又は 0 ）
用途	膨張剤、製造用剤（保色剤、形状保持剤等）
概要	硫酸アルミニウムアンモニウム（アンモニウムミョウバン）は昭和23年に、その無水物である焼アンモニウムミョウバンは昭和34年に、食品添加物として指定された。硫酸アルミニウムカリウム（カリミョウバン）は昭和23年に、食品添加物として指定された。いずれも、合成膨張剤の配合原料のほか、ゆでだこ、くらげ、漬物、煮物等の色調を良くするための保色剤として用いられる。
諸外国での状況等	(1)FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議（JECFA）の評価 平成 23 年の第 74 回会合において、アルミニウムの暫定耐容週間摂取量（PTWI）を 2 mg/kg 体重/週と評価している。 (2)諸外国での使用状況 コーデックス委員会による添加物の使用基準（食品添加物に関するコーデックス一般規格（GSFA））では、硫酸アルミニウムアンモニウムは膨張剤、保色剤、形状保持剤等として、蒸しパン、漬物野菜等に使用が認められている。硫酸アルミニウムカリウムは GSFA に収載されていない。 米国においては、硫酸アルミニウムアンモニウム及び硫酸アルミニウムカリウムは、一般に安全とみなされる

	(GRAS) 物質であって、食品全般に、適正製造規範 (GMP) の下で必要量使用することが認められている。 欧州連合 (EU) においては、硫酸アルミニウムカリウム及び硫酸アルミニウムアンモニウムは、硫酸アルミニウム塩類として使用基準が規定され、さくらんぼの砂糖漬けに 200 mg/L (又は mg/kg) の使用が認められている。 類似の添加物として、硫酸アルミニウムが液卵白に 25 mg/L (又は mg/kg) の使用が認められている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	硫酸アルミニウムアンモニウム及び硫酸アルミニウムカリウムについて、耐容週間摂取量を 2.1 mg/kg 体重/週 (アルミニウムとして) と設定する。
摂取量の推計	小児、国民全体のアルミニウム推定摂取量 (器具・容器包装、水道水からの摂取を含む。) は、それぞれ、1.2 mg/kg 体重/週及び 0.69 mg/kg 体重/週で、食品安全委員会において設定された TWI に対する割合は、57.1%、32.9%となっている。
使用基準案 (傍線部分は改正部分)	(1)硫酸アルミニウムアンモニウム 硫酸アルミニウムアンモニウムは、みそに使用してはならない。 <u>硫酸アルミニウムアンモニウムの使用量は、アルミニウムとして、菓子、生菓子又はパンにあってはその 1 kg につき 0.1g 以下でなければならない。</u> (2)硫酸アルミニウムカリウム 硫酸アルミニウムカリウムは、みそに使用してはならない。 <u>硫酸アルミニウムカリウムの使用量は、アルミニウムとして、菓子、生菓子又はパンにあってはその 1 kg につき 0.1g 以下でなければならない。</u>
成分規格案	成分規格は既に設定されている。本使用基準改正において変更の必要はない。
意見聴取の状況	平成 30 年 4 月 11 日に在京大使館への説明を実施 平成 30 年 5 月 29 日～平成 30 年 6 月 27 日でパブリックコメントを実施中

	今後、WTO 通報を実施する予定
答申案	別紙のとおり

答申（案）

硫酸アルミニウムアンモニウム及び硫酸アルミニウムカリウムの添加物としての使用基準については、以下のとおり改正することが適当である。

使用基準（案）

硫酸アルミニウムアンモニウム

硫酸アルミニウムアンモニウムは、みそに使用してはならない。

硫酸アルミニウムアンモニウムの使用量は、アルミニウムとして、菓子、生菓子又はパンにあってはその1 kgにつき0.1g以下でなければならない。

硫酸アルミニウムカリウム

硫酸アルミニウムカリウムは、みそに使用してはならない。

硫酸アルミニウムカリウムの使用量は、アルミニウムとして、菓子、生菓子又はパンにあってはその1 kgにつき0.1g以下でなければならない。